

ないこと、また輸入国が、特にそのリスク評価、こういう面においてもきちんととしているかもしれませんと、生態系に混乱を来すことは必定だと思っております。

この点について、リスクの評価あるいはモニタリング調査、並びにさまざま得られた情報を公開しなければならないんじやないか、こういう御意見も拝聴したわけであって、こういった点について、確実な保証といいますか、大丈夫だといった安心感を我々にぜひ与えていただきたいものだ、そう思つております。お願ひします。

○岩尾政府参考人 リスク評価につきましては、遺伝子組み換え生物等を輸入して国内の環境の中で使用する事業者に対し、この法律第四条で、申請書の中にリスク評価書を主務大臣に提出していただくこととしております。主務大臣は、この評価書に基づき、学識経験者の意見を聞いた上で、最新の科学的知見に基づいて承認するか否かを検討することにしております。

また、承認を行際には、内容に応じて情報を公開し、パブリックコメントを求めるとしています。さまざまな方々の意見を生かしていくたいと考えております。

さらに、承認時には予想できなかつた環境の変化などに対応するため、この法律第六条一項においては、承認取得者に対してデータの提出を求めることができるよう措置しております。このような規定、遺伝子組み換え生物による影響を受ける可能性のある地点や種に関する環境モニタリングなどを通じまして、モニタリングに努めてまいりたいと考えております。

○稲葉委員 同うところによりますと、今、議定書、四十八カ国が締約しておられるそなんですが、締約国が五十に達しますと、それから九十日を経て、カルタヘナ議定書が発効する、こういうふうに聞いています。我が国もこれに向けてことじゅうに、そういう姿勢を持っておられるようあります。

先般、鮫島先生でしたでしょうか、参考人の方々にも質問された、肝心なアメリカが前向きでない、こういった現実に對して、我々、日本国政府としてやはり、特に環境、京都議定書の作成国でもある我が国にしてみれば、我が国がこれに参加することはもちろんのこと、参加していない大臣に対してもその参加を呼びかけるような、そういう働きをしていただきたいと思いますが、局長あるいは、指定しませんでしたが、もし大臣から御発言があつたら、よろしくお願ひ申し上げます。

○鈴木国務大臣 この問題を実効ならしめるためにも、今先生が御指摘のように、アメリカのこの締結、加盟ということが大切であると思つております。カルタヘナ議定書の中にも、締約国は非締約国に対しても加盟を促すという趣旨の条項もござりますので、今後、いろいろな機会をとらまえて、この批准に向けてアメリカに対する働きかけを進めてまいりたいと思っております。

○稲葉委員 ゼひよろしくお願ひします。

いや、この原因究明、これに全力を挙げているところであります。この原因究明を待つことなしに、これと並行して、現に健康被害を受けている方がおられるということをごぞいますので、そうした方々に対して、ジフェニルアルシン酸の暴露による症候及び病態の解明を行つて、これら暴露された方々の健康不安の解消等に資することを目的として今回の措置を決定したわけあります。

この間、稲葉先生には、自由民主党の環境部会長として現地にもおいでをいただきまして、実際に被害に遭われた方とも懇談をしていただき、またその後部会として取りまとめもいただき、政府にも申し出をいたしましたところであります。私どもいたしましては、その前に弘友副大臣のところに被害の方々がおいでになつて要望書を用いていたと思われる研素が地下水に混入したんじゃないですか、そしてその地下水を飲用した住民の方々に大きな健康被害が出ている。この案件について若干の時間をいただいて質問させていただこうと思つますが、よろしくお願ひします。

この事件について、健康被害を受けられた方々が、おおよそ重症で十八名、まだこの後の健康診断によって被害に遭われた方があるいはふえてくるやもしれない、こういった現状におきまして、環境省がおととい四日、官房長官に対しまして、う、大変フットワークのいい、珍しいと言つてはこのように思つますが、よろしくお願ひします。

具体的には、原因物質と考えられております有機砒素化合物による健康被害の知見が特に乏しいことを踏まえまして、その暴露が確認された方々に対しまして、定期的な健康診査の実施、医療費の自己負担分の公費負担、それから通院で月額一万五千円、入院で月額二万五千円の療養手当の支給をすることといたします。

ささらにまた、特に有機砒素化合物に著しく暴露したと認められるいわゆるA井戸の水を飲用しておられた方につきましては、集中的な健康管理調査に

聞きたいと思いますが、よろしくお願ひします。

○鈴木国務大臣 神栖町における汚染井戸水による健康被害の問題でありますが、これはまだ原因が明らかになっていないわけあります。しかしながら、当地の地歴でありますとか、また出てまいりましたジフェニルアルシン酸というものが自然界には存在しない物質であるということを考えますと、旧軍の毒ガスとの関係が深く考えられるわけであります。

今、この原因究明、これに全力を挙げているところであります。この原因究明を待つことなしに、これと並行して、現に健康被害を受けている方がおられるということをごぞいますので、そうした方々に対して、ジフェニルアルシン酸の暴露による症候及び病態の解明を行つて、これら暴露された方々の健康不安の解消等に資することを目的として今回の措置を決定したわけあります。

この間、稲葉先生には、自由民主党の環境部会長として現地にもおいでをいただきまして、実際に被害に遭われた方とも懇談をしていただき、またその後部会として取りまとめもいただき、政府にも申し出をいたしましたところであります。私どもいたしましては、その前に弘友副大臣のところに被害の方々がおいでになつて要望書を用いていたと思われる研素が地下水に混入したんじゃないですか、そしてその地下水を飲用した住民の方々に大きな健康被害が出ている。この案件について若干の時間をいただいて質問させていただこうと思つますが、よろしくお願ひします。

この緊急対応策の取りまとめに当たりましては、特に、住民の皆様の立場に立ちまして、効果的な対策の早急な実施により健康不安の解消ができるような中身とするようにという指示を私いたしたところであります。これは、いまだ解明されていないジフェニルアルシン酸の健康影響の解明に早急に取り組むこと、また、特に汚染の著しい井戸水の飲用に対する治療歴、入院歴を含む

うした指示や環境省の努力があらわれていると考
えているところであります。

時間を置かずにつてことでございまして、本
日午後四時から今回の緊急支援策に基づく専門家
による検討会を設置いたしまして、早速今後の具
体的な措置を早急に実施してまいりたいと思って
おります。

○稲葉委員 大分時間が迫つてきましたので
ちょっと質問をはしりますが、原因結果がはつ
きりしていない状況ではあります、かなりの可
能性をもつて旧日本軍の毒ガスによるものではな
いかと想像されています。

これからも各地でこういった健康被害の事件が
出現しないとも限らない、あるいは出現するので
はないか、こう思われますが、今後こういった問
題が発生した場合には、同じようにこういった救
済措置を講ずるのか。あるいは、私たちは、疑わ
しきはまず被害に遭われた方々の救済をという觀
点で環境省にお願いしたわけですが、未然
防止の觀点から法的措置を講じられるような、そ
ういうお気持ちがあるのかどうか。

また、今回立入検査にかなり時間を要したとも
承っています。所有者が承諾されなければなかなか
立入検査もできない、こういったジレンマもお
ありなさったと思いますが、この点について、簡
単に心構えを、そして立入検査について新たな措
置、こういう点についても少し触れていただきた
いと思います。

○鈴木国務大臣 今後の未然防止をどう進めるか
ということでおざいますが、その対応のやはり基
本となりますのは、昭和四十八年に行いました旧
軍毒ガス弾等の全国調査、これのフォローアップ
をしつかりとやっていくということであろうか、
そういうふうに思っております。

これにつきましても、環境省が中心となつて行
うことになつてゐるわけであります、現段階の
情報について、可能な限り収集、整理を行う予定
であります。

具体的には、関係省庁それから都道府県等と連

携をとつて、当時の情報を多く有していると言わ
れていますアメリカでの調査、これも今月中に
職員を派遣することにしておりますが、こうした
ことを通じまして取りまとめを行い、秋ごろに公
表したいと思っております。

そして、今後の未然防止ということをあります
が、こうして得られました最新の情報をまず集め
る、整理をするということが基本であると思いま
す。その情報の上に立つて、未然防止のためには
どういうことをしたらいのか、どういうことが
できるのか、そういう未然防止の觀点からの方策
を幅広く検討してまいりたいと思っております。

また、先生から今回立入調査がなかなか進ま
なかつたということでござりますけれども、この
立入調査の調整がスマーズに行われなかつたとい
うことが調査に時間を要したということでござい
まして、大変残念なことである、そのように思つ
ております。

○稲葉委員 先ほど申し上げました未然防止の觀点から、今
後、迅速な原因究明のために立ち入りを含めた調
査を行ふ必要性が出てくると思いますが、その手
法につきまして、御指摘の点も含めて検討を急ぎ
たいと思っております。

○稲葉委員 おおむね、今回の措置につきまして
は被害に遭われた方々も納得してくださっている
と伺いますが、しかし、やはり七歳あるいは一歳
の児童の方もおられるわけで、この児童
に対しましては、三年という年限を切らずに、ま
たこれから先の健康回復状態もにらみ合わせなが
ら、幅広い、柔軟な対応をぜひつていただきた
いと思っております。

井戸水について、この井戸水の検査は、飲用さ
れる方の自主的な申告によって検査される、こう
聞いています。その検査の内容についても段階が
あって、また金額も、砒素まで調べるとなると結
構かさばる、こういうふうに聞いています。

通常の個人使用の井戸水であるならばともか
く、今回のように、貸貸し人が貸借り人に對し
て、井戸を掘つて、それを飲用に供していただい
た、厚生労働省からは、どなたもいないんです
か。厚生労働省はいないんだな。環境省の岩尾自然環
境局長さんはおられるんだな。

質問に入る前に、日本では決してS A R Sはは
やらないから心配するなどいう説があるんです。
なぜかというと、日本の水道水の残留塩素濃度が
割合高くて、コロナウイルスは物すごく塩素に弱
いから、日本の水道水で手を洗つてうがいをして
いけば、絶対S A R Sははやらないという話があ
りますが、聞いていますか、局長さん。

○岩尾政府参考人 私が個人的に承知していると
ころでは、日本人の清潔といいますか消毒という
ものに対する観念が非常に高いということで、常
日ごろそのような行動をとっているということ
が、日本においての爆発的な流行がないのではないか
というような話を聞いたことはござります。
しかしながら、一つは、根本的な問題は、神栖
町の水道普及率は六三・五%という状況もあるわ
けでございまして、厚生労働省をいたしまして國庫
も、上水道事業の第二次拡張等に対しまして國庫
補助を行つているところでございますが、地元の
要望も踏まえながら必要な整備が図られるよ
う、必要な補助金の確保に努力してまいりたいと
考えております。

また、飲用水の水質検査の徹底につきまして
は、なお一層努力してまいりたいと考えております。
○稲葉委員 時間が来ましたから終わりますが、
要するに、被害に遭われた方々は、自分の存知し
ないところ、関知しないところまさか自分が飲
んでいる井戸水にああいった有機砒素が混入して
いるということはつゆ知らず、安心して飲んでい
ただきたいと思います。

本題に入りますけれども、カルタヘナ議定書が
あって、それを日本が批准する、その実効性を担
保するために、今回、この遺伝子組み換え生物の
扱いの取り決めを法律で決めますということが
きょうの審議の趣旨だと思いますが、日本に対し
て遺伝子組み換え作物の輸出を行つてゐる主な
国、先ほど稲葉委員からの質問とも一部ダブりま
すが、トップスリーといいますか、遺伝子組み換
え輸出三大国、三つ挙げるとしたら、どことどこ
でしょうか。

○石原政府参考人 世界で遺伝子組み換え作物が
かなり栽培されております。そのうち、いずれの
国から我が国への輸入がというお尋ねです。
我が国が輸入しておるもので世界で遺伝子組み
換え作物として栽培されているものとしまして

○松本委員長 鮫島宗明君。

○鮫島委員 参考人はみんなそろつているのか

な。厚生労働省からは、どなたもいないんです
か。厚生労働省はいないんだな。環境省の岩尾自然環
境局長さんはおられるんだな。

は、**大豆**、トウモロコシ、菜種、綿があるうかと思ひます。その四作物のうち、我が国への輸出國、我が国にとっては輸入先ということになりますが、トウモロコシ、大豆につきましては米国、菜種につきましてはカナダ、綿につきましては豪州でござります。

については、現時点では見通しが立っていないと承知しております。他方、カナダは、生物多様性条約を締結しており、現在カルタヘナ議定書の締結についての検討を進めている、このように承知しております。

物としてそれなりのものか入ってきてている。どうふうに考えております。

○鈴島委員 ちょっと局長にお伺いしますけれども、日本は、遺伝子組み換え作物に由来する品物の輸入量が世界でも一番多い国と言つていいんでしょうか。

の農家が、アメリカの、モンサントでもいいんで
すが、モンサントが開発したトウモロコシの組み
換え体の実用品種、これは種屋で農家は買うこと
ができるでしょうか、石原局長。

○石原政府参考人　輸入されておりますものは、
コモディティー利用、二種類ございまして、加工
用ということで入っておるものですが……（鯫島委員）
「農家で栽培するのに、種屋で買えますか」と呼
びます。どうぞよろしくお聞きください。（笑）

ふ) 売っていないと思います。詳しくは知りませんが、売っていないと思います。

いと思いますが、アメリカの種屋さんへ行けば売っていますよね。

○石原政府参考人 アメリカの種屋で買ってきて植えられるかというお尋ねでございます。

遺伝子組み換え作物の作付につきましては、現在でも加工用及び開放系の利用ということで、安全性の確認は農林水産省の方で行っております。

か、確認しているものかございます。買ってきたものがそういうものであれば、確認としてはそれでいるということになると思います。

ただ、実際の栽培に当たりましては、つくたものの流通、あるいは隣の農家との関係というのがございまして、これは、農林水産省の方から、

そういう制度的にはできるものであっても、つくるに当たっては、周りの農家、あるいはつくることについて関係地方公共団体に情報を提供するな

どという形でやつてくださいという形にしており

○鮫島委員 アメリカの種屋さんで売っている遺
ます。したがいまして、現実にやっているものは
ございません。

伝子組み換えのトウモロコシの品種、これを販売してきて栽培できるかどうかということですが、アメリカの種屋さんで実用品種として売っているも

○石原政府参考人 アメリカの種屋さんで売って
ので、日本で許可されていないものはあるんで
しょうか。

いる種をすべて調べたわけではございませんが、商業用につくつておるアメリカのトウモロコシ、大豆につきましては、日本国においての安全性な

りもとれているということになります。
ただ、アメリカで試験段階でやつておるような
ものが仮にあるとすれば、一いちばんでそれでいい

ものもあると思います。

試験中のものなんか種屋で売っているはずないの
で、アメリカの種屋さんで売っているものは、日
本でも承認を受けているから、それを買ってきて

日本の農家が植えても結構、法律的な制約は一切ないはずなんですが、それでいいですね。法律的な制約はありません、この新しい法律が成立し

たとしても。
○石原政府参考人 新しい法律が成立すればそこ
は違ってくるのではないかと思いますけれども、

ガイドラインの現状のもとで、そういう形のもので入っていくことについて、法律としての制約というものはございません。

○鮫島委員 今はガイドラインで規制しているわけですから、ガイドラインは法律じゃないから、別にガイドライン上も、アメリカの種屋さんで

売っている遺伝子組み換えのトウモロコシを日本の農家が旅行に行つたついでに買ってきて、それを植えても、別に何ら罰則規定はないし、自由で

すということだと思います。

○**坂野政府参考人** 様お答え申し上げます。
ロコシに遺伝子が飛んでも、現状ではそうやって、注意して栽培しなさいとか、あるいはおたくの園場に遺伝子組み換え作物を栽培中という看板を掲げなさいというようなことも、現在では全く何の注意喚起も行政的に行っていないですね。

今、風で飛ぶトウモロコシの話もありましたけれども、例えば具体的に既に行っているものと、大豆がございます……（鮫島委員「おもしろくない。トウモロコシでなきや花粉が飛ばない」と呼ぶ）

では、トウモロコシについて言いますと、今試験研究で、どのくらい飛散するかいろいろな考え方があるようですが、そういう試験をし、今もやっているし、さらにこれからもやつていて、その対策を検討していくということです。

○**鮫島委員** 環境省にお伺いしますが、この法律の中で、遺伝子組み換え植物の第一種使用、つまり開放系での使用についての規定がいろいろあります。私は植物のことしかわからないので、植物の分野だけ聞きますが、生きている遺伝子組み換え植物の開放系利用というのは、具体的にどんな場面を想定しているんでしょうか。

普通に考えると、園場での使用、公園で遺伝子組み換える芝なんかを使います、あるいは牧草地で使う、それからのり面の緑化とか屋上緑化、あるいは河川敷など土木緑化での使用というようなことが考えられます。環境省としてはこの第一種使用でどのような場面を想定しているんでしょうか。

○**岩尾政府参考人** 先生おっしゃったような栽培用の作物のほかに、私どもとして考えられるものとしては、バイオレメディエーションというここと、すなわち、土壤の中の有害な物質を組み換え細菌によってきれいにしていくというような浄化システムに今後用いられるのではないか、そのようなものが開放系で使われるというふうに承知しております。

ロコシに遺伝子が飛んでも、現状ではそうやつて、注意して栽培しなさいとか、あるいはおたくの圃場に遺伝子組み換え作物を栽培中という看板を掲げなさいというようなことも、現在では全く何の注意喚起も行政的に行ってないですね。

○坂野政府参考人 お答え申し上げます。

今、風で飛ぶトウモロコシの話もありましたけれども、例えば具体的に既に行っているものですが、と、大豆がござります……（鮫島委員「おもしろくない。トウモロコンでなきや花粉が飛ばない」と呼ぶ）

○**鮫島委員** バイオレメディエーション、さつき
砒素の話が出ていましたが、日本の田んぼは大変
カドミウムの濃度が高くて、これから国際的な問
題になっていくと思いますが、逆の聞き方をする
と、河川敷とか高速道路のり面とかという土木
分野で使われる緑化事業も想定しているんでしょ
うか。

○**岩尾政府参考人** そのようなものが開放系で利
用されることは、想定はされるというふうに思
います。

○**鮫島委員** この法律の中にもあります、今
現状からいようと、僕は、この法律は全く空文化し
ていて意味がないと思いますよ。

○若尾政府参考人　先生御指摘のような事態が生じた場合には、法第十条に基づく措置命令がござります。使用の中止、原状回復の周知徹底、それから、おっしゃる回収がございます。

私ども、回収の方についても、そのようなものを開発した方が知見をお持ちだらうと思いますので、そのような知見を有する開発者、つまり認取得者でございますが、そのような方に回収協力を要請するということを措置として規定しております。

○鈴島委員　では具体的に聞きますが、そういう事例、事件といふのは当社以来、実は一回だけ、

○岩尾政府参考人 そのような新しい遺伝子生物、これから何が出てくるかわかりませんが、私どもの行政の現場で今似たような事例としては、移入種の問題があるかと思います。外来種、移入種をどのようにするかということを現在審議会でやつておりますけれども、その中でも、実際に一度入ってからどのようにそれを駆除していくかということについての御議論をいただいております。

私ども、そのような議論の中から、もし万が一このような新しい生物が日本に広がるようなことがあったときの何か参考にならないかとは思っておまじないが、見当によく、二三相商のこういふ大

○**鮫島委員** バイオレメディエーション、さつき
砒素の話が出ていましたが、日本の田んぼは大変
カドミウムの濃度が高くて、これから国際的な問
題になつて、いくと思いますが、逆の聞き方をする
と、河川敷とか高速道路ののり面とかという土木
分野で使われる緑化事業も想定しているんでしょ
うか。

○**岩尾政府参考人** そのようなものが開放系で利
用されることには、想定はされるというふうに思
います。

○**鮫島委員** この法律の中にもあります、今の
現状からいいうと、僕は、この法律は全く空文化し
ていて意味がないと思いますよ。

つまり、輸出三大国はアメリカ、カナダ、オース
トラリア。この三ヵ国が議定書締約国じゃない
んだから。日本は、何か一方通行みたいな世界
で、勝手に法律だけ決めますというけれども、こ
の法律は有効に機能しないというか、相手は締約
国じゃなくしてこっちだけ締約国で、これからは遺
伝子組み換え作物を輸出するときは事前通告しな
ければいけませんとか細かい規定がたくさんある
けれども、三大輸出国はいずれも加盟していない
んだから、こんな法律は機能しないんですね、実
は。だから、変なやりとりをしているわけです。

一応許可して、開放系利用の事前の試験もし
て、これは使っていいですよ。ところが、その
後、例えば河川敷のバイオレメディエーションで
もいいですが、河川敷にどうもカドミウム濃度が
高いから、カドミウムを積極的に吸収するような
ケナフでもでは栽培しましようといつて栽培して
いたら、これが遺伝子組み換えのケナフで、普通
のケナフよりも成長がよろしい。ところが、その
種を鳥が食べていると、いつの間にか非常に産卵
率が落ちてきたというようなことが後でわかつた
場合に、そういう、一回開放系で使用しちゃつた
作物を、この法律では第十条というのがあって、
まことにいうことが後でわかつたら回収しなけ
ればいけませんというふうな規定がありますが、
その回収というのは、開放系で使って自然界の中

に広がつちやつた場合に、具体的にどうやって回収するんですか。

○岩尾政府参考人 先生御指摘のような事態が生じた場合には、法第十条に基づく措置命令がございます。使用の中止、原状回復の周知徹底、それから、おっしゃる回収がございます。

私ども、回収の方法についても、そのようなものを開発した方が知見をお持ちだらうと思いますので、そのような知見を有する開発者、つまり承認取得者でござりますが、そのような方に回収の協力を要請するということを措置として規定しております。

○鈴島委員 では具体的に聞きますが、そういう事故、事件というのは有史以来、実は一回だけしか起こっていない。

三年前にはアメリカでスター・リンクというトウモロコシの品種をつくって、これはえき用として許可されていたのが、遺伝子が飛んで食用の方にも入っちゃいました。これが一部の人間にアレルギー反応を引き起すことで回収しようと、いう話になつたんですね。トウモロコシですから花粉が次々に飛んで、ついにメキシコのトウモロコシの野生種、私どもがトロピカルメイズと呼んでいる野生種ですが、それにまで入っちゃいました。Cry9Cに似たCryの1Aという遺伝子がメキシコの野生種から発見されましたというニュースが、最近の「ネイチャ―」に出ていました。

例えば、今アメリカ大陸で広がつちやつた人工遺伝子、これは、虫の鱗翅目、チョウやガの幼虫を殺すBtトキシンというたんぱく質を产生する遺伝子ですが、チョウを愛する人にとっては大変許せないたんぱく質だと思いますが、これがトウモロコシの世界に有史以来初めて起つたジーンボリューション、遺伝子公害という事件だと僕は思います。

このアメリカ大陸で広がつてしまつた殺虫性たんぱくの遺伝子を生態系から回収することは技術的に可能でしょうか。どなたか詳しい方、お答え

いたがたいと思します。

○岩尾政府参考人 そのような新しい遺伝子生物、これから何が出てくるかわかりませんが、私どもの行政の現場で今似たような事例としては、度入ってからどのようにそれを駆除していくかと、いうことについての御議論をいただいております。

私も、そのような議論の中から、もし万が一このような新しい生物が日本に広がるようなことがあつたときの何か参考にならないかとは思っていますが、現実には、先生御指摘のように、大変難しい問題かなうふうに思っております。

○鮫島委員 私は非常に具体的に聞いたので、今アメリカ大陸に蔓延してしまった、アメリカ大陸のトウモロコシの世界に非意図的に蔓延してしまった人工遺伝子を回収する技術的な手法はありますかといふ具体的な質問なので、あるかないかで答えてください。

○岩尾政府参考人 アメリカでの事情は承知しておりません。

ただ、私どもの今回の法律では、知見を有する開発者に対して回収の協力を要請するという規定を置いておるということございます。

○鮫島委員 天下の環境省が、しかもこれからカルタヘナ条約に基づいて生物多様性のために遺伝子組み換え作物に対して非常に厳密な管理を行なますという責任の官庁が、アメリカでのトウモロコシの遺伝子公害の事情を承知していないといふのだったら、問題じゃないかな。職責を全うできませんのか。毎月多額の給料をもらっているんじやないかと思いますが、そんな答弁でいいんですか。本当に、アメリカでのトウモロコシの世界で人工遺伝子が野生種にまで入っちゃったという事情は承知していないんですか。「ネイチャ」の記事は読んでいないということですか。

○岩尾政府参考人 失礼いたしました。訂正させていただきます。

二〇〇一年に「ネイチャ」の雑誌に出たといふことは承知しております。そのようなものを踏まえまして、我が国でもどのような対策がとれるか考えていただきたいと思っております。

○鮫島委員 多分農林省の人の方が詳しいんでしょうが、今のアメリカではやつっちゃったBHTキシンの遺伝子は回収できますか。専門の方はどうでしょう。

○石原政府参考人 専門家というか、確かに、おっしゃられるように、一たん広がったものは難しいところがあろうかと思います。作物でしたら、当然のことながら植えないということ、あるいは先ほど環境省さんの方からお話をありましたように、広がってきたものは駆除するというような形での回収ということにならうかと思います。そういう意味では、まず最初の確認の際に慎重に審査するということで、現在でも、影響がないかというような審査に当たりましては、まず隔離圃場で一回確かめるというような形で確かめた後、それから、さらに開放系で大丈夫かというような確かめ方をしております。そういう意味で、萬が一にもそのようなことのないよう慎重を期すということが一番大事だと思っております。本当に万々が一ということであれば、先ほどの法律に基づきます回収とかいうような措置で対処することにならうかと思います。

ただ、一たん広がりますれば、植えないことは当然として、あと、それ以外にも広がった部分を駆除するというなかなか困難な作業を伴うことは事実でございますが、そういう形で対応していくということでやることにならうかと思います。

○鮫島委員 現実に、もうアメリカ大陸でのトウモロコシの遺伝子汚染は私は絶対回収できないと思いますし、恐らく農水省の方もそれはおわかりだと思います。そういうことがあるから、私は、先ほど環境省にどういう開放系利用の場面を考えているかと

言つたら、バイオレメディエーションと言いまして、たけれども、それは、だから河川敷とか開放空間で、割合野放し利用。だけれども、本当はそういう万一のことを考えたら、やはり圃場で十分人間が管理できる世界の中では、日本としては、これは法律に書いてなくてもいいです

が、政省令で少し縛りをかけるべきだ。

特に、他殖性の作物、トウモロコシや菜種のように勝手に飛んでいっちゃうようなものについては、二重に厳密な扱いをした方がよろしいのではないか。大豆はほとんど花粉が飛ばないし、稻もちかりませんから結構ですが、そういう他殖性のものについては、法律には規定がなくとも、私は万一の事故のことを考えて、安易に許可すべきではないというふうに思います。これは、これから法律ができるから政省令の世界ですので、いのちですが、ぜひそういうことを配慮してもらいたいと思います。

先ほど、アメリカ、カナダ、オーストラリア、三大遺伝子組み換え輸出国がカルタヘナ議定書の締約国じゃないということですが、この法律では、遺伝子組み換え体を輸出する場合は事前通告して、そうすると、日本が輸入国の場合はそれにについて書類審査等々で十分評価して、輸出してよいなどとあります。余り国民に動搖を与えてはいけないというので、そういうことは報道されていないようですが、日本の亀井農林大臣は割合思いついたことを言って、もうアメリカがBSE汚染国になるのは時間の問題でしょう。

ところが、アメリカでBSEが発生したら、世界の牛肉ビジネスがパニックに陥る。大混乱に陥って、ああ、これで輸出圧力が弱まってよかつたなどと言つていられるのんきな話ではない。牛肉を食べるということ自身が問い合わせられるような事態に陥ったら大変だ。したがって、アメリカも、日本と同じような全頭検査を一刻も早くしてください、アメリカで全頭検査体制が整つていれば、日本は同盟国だから、BSE汚染国になつても全頭検査後の肉は日本は輸入してあげますよと、アメリカ、カナダ、オーストラリアに要請するおつもりはあるでしょう。

○石川政府参考人 お答え申上げます。

委員御指摘のとおり、議定書の世界と国内法の世界であります。我が国への国内利用というものについては、当然国内法に従つて処理されることになるわけでございます。

なお、これまで、事務的には、例えばアメリカに対するおつもりはあるでしょう。

対しては私どもの考え方を説明しておりまして、現段階でアメリカ側とは、何といったらよろしいでしょうか、いわゆる、それは困るといったような話は聞こえておりません。

○鮫島委員 ちょっと最後がわからなかつたけれども、それは困るという話が聞こえてきているのか聞こえていないのか。

きのう、我が国の農林水産大臣が、珍しくアメリカに対して思い切ったことを言つたなと思います、四時ごろにプレスリースがありました。実は、アメリカはもうBSEの汚染国なんですね。カナダとアメリカは一体で、年間に百七十万頭もカナダから生きた牛がアメリカに移動されているので、実は、畜産の世界、カナダとアメリカは一体で、カナダでBSEが発生したということは、本当はアメリカも汚染国になりましたということがあります。余り国民に動搖を与えてはいけないというので、そういうことは報道されていないようですが、日本の亀井農林大臣は割合思いついたことを言って、もうアメリカがBSE汚染国になるのは時間の問題でしょう。

ところが、アメリカでBSEが発生したら、世界の牛肉ビジネスがパニックに陥る。大混乱に陥って、ああ、これで輸出圧力が弱まってよかつたなどと言つていられるのんきな話ではない。牛

肉を食べるということ自身が問い合わせられるようになりますが、いかがでしょうか。

○石川政府参考人 私どもといたしましては、現在御審議いただいている法案によりまして、遺伝子組み換え生物が輸入される場合には、議定書の締約国からあるいは非締約国からかを問わず、その生物多様性への影響を評価した上で国内利用の承認等を行つ制度を設ける。こういうことになつておるわけでございます。この法案によりまして、遺伝子組み換え生物が締約国から輸入されるか非締約国から輸入されるかを問わず、御指摘のように、アメリカならアメリカからの情報を事前に入手できるということになると思います。

それにつきましては、日本の法律については、当然のことながら米国等にも説明をきちっとしてまいります。

○鮫島委員 もう時間なのでそろそろやめますが、筑波にあります農業環境技術研究所が、開放系利用の安全性審査を今やっていると思いますけれども、多くの企業から、自分の会社の中にはそういう、花粉が飛んではいけませんというような

が一時間消灯して、それに加えまして、テレビで

ありますとかエアコンのスイッチを切った場合、約百万キロワットアワーの節電効果と約三百七十トンのCO₂削減効果が見込まれるという計算になります。

○小林(守)委員 たった二時間というか、これだけ全国の民生用というか家庭用の消費電力が節電できるというような形で、CO₂換算では今のお話だと三百七十トンの削減効果が推計される

いうようなことであります、私は、これは百万人、三十七万世帯どころではなくて、もっと大きくキャンペーンは効果をあらわすのではないかなと期待をしているところでありますけれども、既に全国の都道府県や関係機関・団体の方へも環境省、大臣が主体になって呼びかけているというようなお話を聞いておりますが、大いにこれが運動として広がるように期待をしたいなというふうに思っています。

この運動の発端というかきっかけとなってきたのは、やはりこの夏の首都圏における、東京電力関係になろうかとは思いますが、電力不足の懸念、心配というような中で、では、そういうことに対するこの運動がむしろいい機会じゃないかと、いうような考え方というのでは、そういうものが運動の発端にあるのではないかというふうに私は思えてなりませんし、また、そうすることによつていわゆる電力供給のスタイルというのがある最高の使用時、ピーク時に合わせて電力を供給しようという今日までの我が国の電力供給システムというか考え方、それに対して転換を求めていくような内容を含んだ、意味を含んだ運動ではないか、このように高く評価をしていきたいなと思っています。

その辺について、環境省の立場から、あるいはCO₂削減、地球温暖化対策の最も重要な役割を担わなければならぬ環境省としてどうこの運動を意義づけられるのかどうか、その辺についてお聞きしておきたいというふうに思います。

に御協力をいただけることとなつております。

今いろいろ呼びかけをしているところであります。まだ各県それぞれはつながっていけたらこれは大変すばらしいことである。そういうふうに思つておられるのにつながらつけていたらこれは大変すばらしいことである。そういうふうに思つておられるのにつながつけていたらこれは大変すばらしいことがあります。

○小林(守)委員 キャンペーンの意味からしてく施設が当日までにふえるようにさらに努力をしてまいりたいと思います。

今先生から特に夏場のピークのことについても言及がございましたが、特に今回のこのキャンペーンは、電力需要がピークになる夏場を前に、CO₂削減の観点から広く国民の皆様に呼びかけて、またそれ以外のときにつきましても省エネ対策を推進するものである、そういうふうに思つております。

環境省として、民生部門の温暖化対策、これはおくれているわけでありますけれども、国民一人一人の御理解が必要ということでありまして、それがだけに困難な面があるわけでありますけれども、こうしたキャンペーンを通じまして各界各層の御理解、御協力をいただきながら、また今後ともさまざま取り組みもする中で、こうした民生部門の温暖化対策というものを行っていきたいと考えております。

○小林(守)委員 この運動に際しまして、既に、

個人的な各世帯の参加ばかりでなく、全国各地の主要な夜景スポットとか、あるいはライトアップしているようなスポットの公共施設あるいは民間施設もあるうかとは思いますが、そういうところでも消灯の協力がかなり出てきているというようなお話を聞いております。その辺の状況についてちょっとお話をいただければと思います。

○鈴木国務大臣 現在のところ、東京タワーそれから北海道庁の赤れんが庁舎、横浜マリンタワー、明石海峡大橋、さらに、熊本城を初めとしたしまして彦根城、松江城、沖縄県の首里城など、全国六十三の施設がこのライトアップの消灯

的にお聞きしたいと思います。

○鈴木国務大臣 先生から御指摘のございました予防的な取り組みでございますけれども、生物多様性条約カルタヘナ議定書におきましては、その目的におきまして、リオ宣言の原則十五に規定する予防的な取り組み方法、予防的アプローチであります。これに従うことが明記をされているところであります。したがいまして、この議定書に基づきます国内法の本法も、その考え方を踏まえています。

具体的にということであります。例えば、本法における承認の過程について、生物多様性影響が生じるおそれのある環境中での使用を目的とする遺伝子組み換え生物等について、その使用に先立つて生物多様性への影響評価を行い承認を受けることを義務づけていること、生物多様性への影響評価に必要とされる科学的知見が必ずしも十分に行つて情報を収集した上で使用を拡大するといふことになつてゐるわけであります。こういう考えに予防的な取り組み方法の考え方が反映されておりまして、これらの措置を通じまして生物多様性への影響の未然防止を図ることとしているところです。

それで、本法案のことについて幾つかお聞きをしておきたいというふうに思つております。今日の現代バイオテクノロジーによって改变された生物の環境放出による生物多様性影響は、中長期的と言つていいでしょうが、これについては、科学者も、科学的知見も不確実なものだということを明確に言つておられるわけであります。そういう点で、生物多様性への影響を未然に防止するために、この法律案においては、環境と開発に関するリオ宣言の第十五原則に規定されている予防的な取り組み方法というものが基本的な原則になつてこの法律が組み立てられておるというふうに思いますけれども、それが条文のどういうところにどういう形で反映されているのか、まず総括

それがあるということも、明確にこれは確認されていることがあります。

そういうことになりますと、恐る恐る使用をしていく、順応的管理というんでしょうか、予防的方法という考え方がありますが、そういう形で、科学的知見の充実に伴って取り返しがきくような方法を持ちながら対応していくんだというようなことであろうと思います。

ということは、常に監視、モニタリングをしっかりとしていかなければならないというようなことを思うんですね。世界的に、各国における情報収集、科学的知見の発展充実、これをどんどん情報交換しながら我が国も取り入れていくということとともに、我が国自身がそのような科学的知見を広めていくというようなこと、それから、さまざまなか変化を先見的に把握していくというようなことが求められるわけですから、仕組みの中で大事なことは、継続的な監視ということが大切ではないかなというふうに思えてなりません。

国民の理解と協力、理解と信頼、こういうものが得られるためにも、これは最大限徹底した監視システムが求められていると思いますし、長期的にわたってこれを確保していくという展望が示されていますが、どのような取り組みになつているのか、お聞きしたいと思います。

○岩尾政府参考人 生物多様性に対する影響評価は、その時点における最新の科学的知見に基づいて行われますが、評価時には想定できなかつた環境変化、その後の科学的知見の充実により、承認を行つた遺伝子組み換え生物についても生物多様性への影響が生ずるおそれがあると認めるに至る場合があり得ます。したがいまして、先生おっしゃるように、承認後にもモニタリング等々、必要に応じてその影響に関するデータの収集を行うことが重要と思っております。

法律の第六条二項におきましては、必要に応じて、承認を取得した者に対して情報の提供を求める

ことができるという措置をしております。この

規定を活用して、承認を取得した者に対して、みずからの開発した遺伝子組み換え生物等の使用状況についてのデータなど、必要な情報の収集及びその提供を求めてまいりたいと考えております。

また、法律の中の基本的な事項におきましても、遺伝子組み換え生物の使用者が配慮する事項として、組み換え遺伝子生物についての情報収集を位置づける方針であります。

なお、法律三十四条に、国の責務、科学的知見の充実というところがございますが、このようなものを踏まえ、環境省としても、今後、さまざまなものによりましてモニタリングの充実に取り組んでまいりたいと考えております。

〔委員長退席 近藤(昭)委員長代理着席〕

○小林(守)委員 それともう一つは、改变生物の

利用については、法案で第一種及び第二種の使用

まなければならぬということになつてているわけ

であります。

先ほどの較島委員の質問もありましたけれど

も、非意図的な使用というか、非意図的な結果で飛散してしまっている、遺伝子の環境汚染というものが進んでいるというようなことも生じている

ものが余談ですが、先ほどコロナウイルスのお話

がございました。これは、ハクビシンのコロナウ

イルスが何らかの変異があつて人間に感染する、

そして人間の体に入ったコロナウイルスとそんな

に違わないんだというようなお話をだと思ふです

けれども、例えの例で、これは科学的にはつき

りはしておりませんけれども、これを悪意を持つ

た、汚染が生じてしまつたウイルスによって、反社会的犯罪行為として、技術的には恐ら

く、ハクビシンから取り出したコロナウイルス

を、遺伝子組み換えか何かの操作によって、人間

に強力な感染性を持ったウイルスに転換してしま

うことができるのではないかと。このように、

要だということになるわけなんですか、こ

れは、実際にそれを使用している人たちがきち

と対応するというか、法的な趣旨やマニュアル、

そういうものを使つかりと受けとめてきちつとや

うことなんですね。

しかし、例えば東海村の核燃料加工施設のジエー・シー・オーの事故がありましたが、それでも、そのことを考えてみると、人間は間違つて、間違えることを前提に、先端の科学技術、そういうものについては安全性の視点からシステムが組み込まれていなければならないというよう

なことが指摘されたわけであります。

人間は間違えるというような前提に立つて今度

の遺伝子組み換え生物の使用について考えていくならば、私はこの法律については、先ほどもお話をあつたように回収不能の状態が生じてしまうと、いうようなことも指摘されるわけでありますし、また、あえて言うならば、反社会的犯罪行為としてもこの問題を考えておく必要があるのでないかな、このように思います。

人間が間違う動物だという認識、それからもう一つは、反社会的な、犯罪的な行為もあり得るという前提に立つて考えるならば、極めて無防備なシステムではないか、このように言わざるを得ないと思います。

には負えないようなエネルギーの取り扱いと同時に、これは巨大でなくて極小と言つていいかどうか、微生物、ウイルスのレベルの技術について、これもまたナノテクノロジーというような、あるいはバイオテクノロジーという部分もあります。

そういう私たちの日常の感覚ではとてもとらえ切れないので、予防的な方法に対しても、相当の過ちを犯すことがあります。

そういう技術に対しても、相当の過ちを犯すことがあります。

そういう私たちの日常の感覚ではとてもとらえ切れないので、予防的な方法に対しても、相当の過ちを犯すことがあります。

そういう技術に対しても、相当の過ちを犯すことがあります。

思うわけであります。

最後に、いずれにしても、回復不能のような状態になってしまふというおそれもあるわけであります。少なくとも、この種子はどこにどういう形で出回っているというような流れがわかるよう、廃棄物で言えば、不法投棄が生じてしまった場合、その取り扱っていた会社が倒産してしまつた場合、そういうことも出てくるわけですから、廃棄物の不法投棄には、排出事業者責任を問うマニフェストというシステムが曲がりなりにもあるわけです。このような仕組みを、少なくとも、許可をした、承認をしたものについては、第一種、第二種使用、両方にこのマニフェストみたいなものを導入すべきではないか。

あるいは、農水のBSEの問題にも絡みますけれども、トレーサビリティーという考え方あるいはそういう仕組みというものを、今度の緊急措置あるいは非常時対策というか、そういうときのためにもこの仕組みを導入しておくことが、回収措置も含めて、いわゆる緊急措置の対応としてより有効ではないか、このように思えるんですが、そのことをお聞きして、終わりにしたいと思います。

○若尾政府参考人 遺伝子組み換え作物の生産、流通過程を的確に把握するということが必要であるということです。今回の法律の中の六条二項で、必要に応じて、承認を取得した者に対する情報の提供を求めることができるようにしております。

○小林(守)委員 終わります。

○近藤(昭)委員長代理 高橋嘉信君。

[近藤(昭)委員長代理退席、委員長着席]

○高橋(嘉)委員 自由党の高橋嘉信でございます。

ラムサールやワシントン条約では特定の地域や特定の種を対象としており、これだけでは生物多様性の保全は図れないとの認識から、国際的な取

り組みとして生物多様性条約が生まれたことは、案内のことおりであります。そして一九九三年、地下から空中、地が国は締結をし、さらに昨年、地下から空中、地にまでを国としてとらえるというグランドデザインが示され、現状分析はもとより、種及び生態系の保全、絶滅の防止と回復を図ることを目指した新生物国家戦略が誕生したわけであります。そして今、遺伝子組み換え生物の国境を越える移動の問題が指摘され、バイオセーフティーに関する条約となつたわけであります。

そこで、まずは伺いたいのでございますが、我が国の水際対策は常に問題が指摘されております。そのところからえてお聞きしますが、カルタヘナ議定書の中では、「生物」とは、遺伝素材を移転し又は複製する能力を有するあらゆる生物学上の存在とあります。生物の定義と、加工品であるとの水際での判断基準を示していただきたい。

また、LMOに対してもカルタヘナ議定書、GMOに対しては食品衛生法あるいはJAS法の表示基準が対応すると伺っておりますが、細かくカットした場合とか粉碎しても、遺伝子が残つてしまつたり複製可能なものもあると考えます。また、飼料などのように、LMOやGMOがまじり合っている、混合しているものもあると思います。水際ではどのように判断していくのか、この点のところをお伺いいたします。

○若尾政府参考人 議定書において、生物の定義は、「遺伝素材を移転し又は複製する能力を有するあらゆる生物学上の存在をいう。」とされております。このようにして、具体的には、個体に成長することができるといつものが本法の生物に当たるというように考えております。

○高橋(嘉)委員 いや、余りこのことで話をする気はないのですが、要は、水際でこれが生物であるか生物でないかの判断は、例えば見た目だけです。この意味でございます、アメリカの作物が全部遺

○若尾政府参考人 見た目と言われても、今言いましたように、遺伝素材すなわちDNAを有して複製するものということですから、生物分類学上は藍藻類から高等動物まで、あるいは植物まで含めていろいろありますので、なかなか通常見えた目で、バクテリアあるいはウイルスのように、わからないものもありますので、見た目で判断するかと言われると、なかなか難しいかなというようと思つております。

○高橋(嘉)委員 ですから、そのように難しいですから、しっかりとその判断基準をしておいた方がいいと私は思います。

それでは次に移つてきますが、では、現在我が国がアメリカから輸入している千五百二十万トンにも及ぶトウモロコシ、三百八十万トン以上の大豆、百六十万トンの菜種はカナダからですか、これらについてはカルタヘナ議定書における生物の状態であるかどうか、お伺いします。

○石原政府参考人 大豆、トウモロコシの輸入形態からまして種子の状態で輸入しておりますので、発芽能力があると思っております。そういう意味では生物に該当いたします。

○高橋(嘉)委員 では、我が国が現在輸入しているもの、生物だということであります。議定書の発効後、生物多様性への影響評価をしなければならない対象品目としては、今輸入しているものがほとんどすべて該当すると考えてよろしいでしょうか。イエスかノーかでいいです。

○石原政府参考人 現在輸入しております大豆、トウモロコシにつきまして、遺伝子組み換えのものとではガイドラインのもとでの確認をするというものでございます。

○高橋(嘉)委員 やいや、ほとんどすべてのものが生物としての理解の中で対象になるかどうかということです。

○石原政府参考人 遺伝子組み換えのものが対象のものとでは、新法のもとでは承認を要する、現行法のもとではガイドラインのもとでの確認をするというものでございます。

そういう中で、例えば、我が国がカルタヘナ議定書の締結をする、批准するということになれば四十九カ国目でありますよね、あと一カ国。そして九十日すれば発効する。そして、遺伝子組み換え作物に関しては、事前通告を求めてリスク評価を展開する。これは、今の科学的知見、生態学的知見等々含めて、そしてどんどん申請を受ける

伝子組み換えというわけではございませんので。そういうことでございます。

○高橋(嘉)委員 その点については後で触れておりますから。

それでは、今ガイドラインと言いましたけれども、我が国に組み換え作物が入ってきたのは一九九六年当時からですが、生態学的知見に基づいての安全性を確保させていたのですか、環境に与える影響について。

○石原政府参考人 遺伝子組み換え作物につきましては、いろいろな安全性の審査がございます。一つは環境への影響、それともう一つは、当然食品として使う場合は食品衛生法の関係の食品としての安全性ということで、そういう意味で、組み換え作物については、ガイドラインに基づきまして、環境への影響につきましては、農林水産分野における組み換え体の利用のための指針というところで、影響がないかどうかについて、農林水産大臣の方で影響がないということで確認しておるものでございます。したがいまして、組み換え作物についてはそういう確認を行ったものののみが輸入されているという状況です。

○高橋(嘉)委員 一九九六年当時であれば、生態学的な知見、今なおかなり不足しているという状態の中で、いずれ、それはそういう見知を得ていると。ただ、先ほども鮫島委員からもお話をありましたように、組み換え遺伝子がメキシコ山中の在来種から見つかる。解析の結果そういう状態が発表されているわけでありますから、必ずしも十分な知見に基づいて遺伝子組み換え作物が環境に対する安全だったと言いたいのは私は思ひません。

そういう中で、例えは、我が国がカルタヘナ議定書の締結をする、批准するということになれば四十九カ国目でありますよね、あと一カ国。そして九十日すれば発効する。そして、遺伝子組み換え作物に関しては、事前通告を求めてリスク評価を展開する。これは、今の科学的知見、生態学的知見等々含めて、そしてどんどん申請を受ける

もの、あるいは事前通告したものに対するリスク評価を加えていくわけですが、これは可能ですか。

○石原政府参考人 新法の施行に当たりましては、まず一つは、施行前においても、現行のものについて改めて申請して承認を受けていただくこと。それともう一つは、施行日から六ヶ月以内という形での審査を受けていただいて承認を受けていただくということで、附則で手当としているものがござります。

それともう一つは、施行日から六ヶ月以内という形での審査を受けていただいて承認を受けていただくということでの手続を手当としておりまして、その手続によりまして現行のものについて再審査することは可能であるというふうに考えております。

○高橋(嘉)委員 いずれ、そのときに、もしこれはしっかりととした知見が得られないということになれば、輸出を拒否することも可能ですね。確認の意味で。

○石原政府参考人 再審査の結果、そういうことであれば、承認がとれないということになります。

○高橋(嘉)委員 では、トウモロコシで見た場合、遺伝子組み換え作物の話ですけれども、全輸入量に占めるアメリカのシェアは九一・四%、ほ

とんどアメリカからと言つてもいい。トウモロコ

シの輸入ですよ。その中で、アメリカの遺伝子組

み換えの栽培面積は三四%、非遺伝子組み換えが

六六%になっています。まして、品質がよくて收

穫量を多くしたい、そのためいろいろな耐性、

抵抗性等々を考えて遺伝子組み換え栽培していく

わけですから、そういった中でも多収を生んでい

きますから、それを考えれば、遺伝子組み換え三四%と

いっても、收穫量はそれ以上のものが遺伝子組み

換え作物となっているわけですね。

さらに、アメリカの場合の大豆は七五%以上が

遺伝子組み換え栽培となっています。我が国の輸

入量は三百八十万トン、そのシェアは七五・八

%。おまけに、先ほどからカナダもカルタヘナ議

定書にちょっととは前向きみたいな話を聞いており

ますけれども、カナダからの米種は、輸入は百五

十八万トン、シェアは七五・七%。各国別の遺伝

子組み換え作物の栽培面積、もうどんどんふえて

います。世界的な潮流と言つても差し支えないと思

います。

○石原政府参考人 我が国がアメリカから輸入しているトウモロコ

シの半分以上、あるいは大豆においては七、八割

以上、既に遺伝子組み換え作物がこれぐらいの割

合で入っていると私は考えるんですが、先ほどか

が組み換え作物が入ってきてるか。

○石原政府参考人 我が国が世界から輸入してお

りますトウモロコシが千六百万トン、大豆が五百

万トンでございます。そのうち遺伝子組み換え作

物が幾らかということで、主な輸入先国ではかな

りの割合での組み換え作物が植えられているとい

う状況でございます。ただ、どういう形で、これ

が組み換え作物だというような統計のとり方をし

ております。そういう意味では、なかなか統計

的な制約がございます。ただ、食品の世界で非組

み換えか不分別かというような部分があつたり、

飼料等についてはそういう区分がございません。

そういう意味では全体が不分別ということになり

ます。そういう制約がございます。

○石原政府参考人 中国で組み換え作物としてあ

りますのは綿でございます。中国から我が國も、

綿、綿実の輸入を行つておりますが、これが三百

四十三トンです。中国におきます作付面積中、綿

は入っている可能性があるというふうに考えてお

ります。

○鈴木国務大臣 開放の中で使う第一種使用規程

を承認する際には学識経験者の意見をお聞きする

ということです。されども、具体的には、

生態学それから生物工学、動植物学、農学などの

分野から選定することを考えております。

○高橋(嘉)委員 大臣、それは六省がこの共管を

するわけですから、基本的事項として、例えば生

態学者はきちっと何名このように入れてくれと、

環境省の立場はそういう立場だと思うんですが、

そういうのを基本的事項の中に盛り込む、主張す

るという考え方をお伺いしてよろしいですか。

○鈴木国務大臣 お答えとお伺いしてよろしいですか。

○若尾政府参考人 法律制定後、速やかに基本的

事項を定める予定にしておりますので、その中で

十分そのような意を体していきたいというふうに

考えております。

○高橋(嘉)委員 申請者が生物多様性への影響評

価書を作成するとしても、いかにこの評価が確か

なものか、ここが問題であろうと思ひます。

そのためには継続的なモニタリングが不可欠で

申しますが、大豆については搾油用と食品用がござります。

我が国がアメリカから輸入しているトウモロコ

シの半分以上、あるいは大豆においては七、八割

以上、既に遺伝子組み換え作物がこれぐらいの割

合で入つていると私は考えるんですが、先ほどか

が組み換え作物が入つてきているか。

○石原政府参考人 我が国が世界から輸入してお

りますトウモロコシが千六百万トン、大豆が五百

万トンでございます。そのうち遺伝子組み換え作

物が幾らかということで、主な輸入先国ではかな

りの割合での組み換え作物が植えられているとい

う状況でございます。ただ、どういう形で、これ

が組み換え作物だというような統計のとり方をし

ております。そういう意味では、なかなか統計

的な制約がございます。

○高橋(嘉)委員 分別しているとか分離してい

る格が、非組み換え物が値段が上がつてくるとい

うような状況もございます。

○高橋(嘉)委員 分別しているとか分離してい

る格が、非組み換え物が値段が上がつてくるとい

ういう状況でございます。ただ、食品の世界で中にはじめたのかなと

思つてお伺いします。この間も新聞で大騒ぎになつてお

ります。あれ、その過程で中にはじめたのかなと

あると考えますが、この法案には、六条の二項で、承認済みの使用規程の変更または廃止を検討しようとする際に、必要があるときは情報を承認取得者に求めるという条文しか見当たらないのですが、実際、七条で、予想し得なかつた環境変化あるいは承認日以降の新たな科学的知見による使用規程の変更及び廃止を定めています。

予想し得なかつた環境の変化は、主務大臣や承認取得者よりも、実際、栽培、管理に当たる現地情報を不斷に得ることによりキャッチできるのであります。

JAS法の食品表示制度のように、今回、食糧庁から何と新たに四千人以上の職員が加わります。それで一生懸命表示をチェックするわけですが、それでも不可逆的な要素の強いこの問題はしっかりとウオッチしなければならないと思います。実効性の乏しい回収命令措置を盾にする前に、リアルタイムで情報の共有をする、そういう心がけが必要であると考えますが、大臣の御見解はいかがですか。

○鈴木國務大臣 今先生から御指摘のとおり、法律の第六条の二項におきまして、開発者などの承認取得者に対する必要な情報の提供を求めることができる措置というものを措置しているところであります。

この規定を活用いたしまして、承認取得者に対して、みずから開発した遺伝子組み換え生物等の使用状況についてのデータなど、必要な情報の収集及びその提供を求める所存でございます。その結果、実際に影響が生ずるおそれが認められた場合には、使用規程の変更または廃止をしたいと思っています。

こうした法律上の措置にあわせまして、みずからも生物多様性に関する情報を収集することが肝要である、そういうふうに思うわけでありまして、モニタリングサイト一〇〇〇を活用した生態系の状態の把握というものに努めたいと思いますし、また、遺伝子組み換え生物等による影響を受ける可能性のある地点あるいは種を選定いたしま

して、生物多様性への影響についても調査をしてまいりたいと思っております。
こういうような法律の規定、それからみずからリスク管理措置に実効性を持たせてまいりたいと思っております。

○高橋(嘉)委員 いや、環境大臣、申しわけないんですけれども、モニタリングサイト一〇〇〇の話はまだまだ具体化されていない、機構の中とかいろいろな話の中だけで、二百カ所づこれから五年間でやっていくような話であります。

それはそれで視点としてはいいと思いますが、僕が今申し上げたのは、要は、リアルタイムで情報提供をした方がいいのではないか。起きてしまったからはどうしようもないですから、ほとんど回収命令なんというのは、実効性の乏しい話であります。

ですから、現場、承認取得者、例えば企業の社長じゃだめなんでありまして、実際栽培している人たち、現場の人たちの声を、現場の人たちの情報提供をしっかりと受け、あるいは、このように書き込んでもらう、そしてその保存義務を課すとか、いろいろな意味でのことが必要ではないか、そのことを申し上げたんですが、もう一度お願いします。

○鈴木國務大臣 第一種使用規程の承認につきましては、生物多様性への影響が出ないようにといふことで慎重に評価をすることとしておりまして、これによって生物多様性影響を防止することができると思っております。したがって、基本的には、個々の使用者すべてに状況の報告を義務づけるまでの必要はないのではないかと思います。

しかし、先生がおっしゃるとおり、その使用、いろいろな使用があります。圃場でも使用された評価書の概要などは公開情報ということになるだけ

であります。そこでこれとこれは情報公開する、氏の政府見解を示す一方、知的所有権を侵害しない範囲で必要な情報は公開すると岩尾局長が明言されています。では次に、情報開示についての御質問を申し上げます。

参議院では、知的財産権とのかかわりから、承認の過程そのものをすべて公開することは困難とされています。そこでこのことは困難とされますが、これとこれとこれは情報公開する、氏名、住所、企業名。申請内容はできないと言つかれませんが、影響評価書の一部はする、学識経験者の審議内容、審議時間、メンバー名、反対者数、懸念要因、回収状況、廃止理由とか罰則とか、いっぱいありますけれども、どこまでやるのか。そこそこを教えていただけませんか。

○岩尾政府参考人 今先生がおっしゃった、何が保護すべき情報、何が公開すべき情報というのは、個別の具体的な事例でさまざまございまして、これによって生物多様性影響を防止することができると思っております。したがって、基本的には、個々の使用者すべてに状況の報告を義務づけるまでの必要はないのではないかと思います。

しかし、先生がおっしゃるとおり、その使用、いろいろな使用があります。圃場でも使用された評価書の概要などは公開情報ということになるだけ

であります。そこでこのところを教えていただけませんか。このところを教えていただけませんか。

○高橋(嘉)委員 では最後に、六省の主務大臣の中で、生物多様性の確保という役割を担うのは、言わずもがな、環境省であります。法案の理念上、最も重要な責務を負っていると言つても過言ではないと私は思います。

我が国においては、遺伝子組み換え生物の研究者に対する研究者は非常に不足していると言わざるを得ません。生物多様性の保全、生態系の管理という立場をしっかりと貫いてこそ、将来に向けた議論が尽くされることと思います。生物多様性という横断的な観点の中で環境省が入っているわけですから、どのような考え方で臨むか、しっかりと実効あるものにしていくためにはこのようにしていきたいと決意をお聞きして、私の質問を終わります。

○鈴木國務大臣 このカルタヘナ議定書の目的、それを担保する国内法の目的は、遺伝子組み換え生物によって生物多様性に影響が出ないようになります。一つにはなかなか申し上げられないんです。一概にはなかなか申し上げられないんです。が、例えば遺伝子組み換え生物の種類とか、第一種使用の内容とか方法、それから生物多様性影響評価書の概要などは公開情報ということになるだけ

であります。そこでこのところを教えていただけませんか。このところを教えていただけませんか。

○高橋(嘉)委員 できる限り公開するという姿勢であるかどうかを含めて、例えば第二種使用による評価あるいは公開のあり方もちよつと問題があるのではないか、問題を残していると私は考えております。

いずれ、国民の理解がもとになれば技術の進歩はありません。正しい理解も広がりません。で

やつてまいりたい、そのように思つてゐるところであります。

六つの主務大臣、関連省庁があるわけであります。けれども、環境省、環境大臣は、横断的にいざれのものについてもかかわりを持つてまいります。例えば、遺伝子組み換え生物の中で医薬品に使用するものにつきましては、その分野に知見のある環境大臣と厚生労働大臣、そして農作物にかかるものにつきましては環境大臣と農林水産大臣ということになるわけであります。

いずれにしても、横断的な立場でこの法律、それからそのもとになりますこの条約の目的的、そういうものをしっかりと踏まえて、この法律の趣旨が徹底できるよう全力で努力をしたいと思ひます。

○高橋(嘉)委員 頑張ってやつていただきたいと思います。

○松本委員長 藤木洋子さん。

○藤木委員 日本共産党の藤木洋子でございました。

これまで、生物を輸入する際の影響については、人の健康への影響、農作物、家畜への影響という観点での規制が行われてきましたけれども、カルタヘナ議定書で求められている生物多様性への影響という観点で評価する仕組みはございませんでした。そこで、今回その仕組みが必要となつたわけで、これまでの指針に基づく影響の評価の仕組みでは十分な実施が担保されないとことから、法律に根拠を置いた措置が必要ということになりました。

そこで、まず、今世界でどれだけの遺伝子組み換え作物が生産されていて、日本に輸入されているかという問題です。遺伝子組み換え作物は、二〇〇一年度の世界の作付面積は五千二百六十万ヘクタールであったものが、現在では五千八百七十万ヘクタールと拡大されておりまして、そのうち、アメリカとアルゼンチンで全体の八九%、カナダが六%、中国が四

%となつております。

アメリカでの二〇〇一年度の遺伝子組み換え大豆の作付は六八%と言わわれている中で、日本が輸入している五百万トンのうち、三百六十五万トン

がアメリカから輸入されております。この輸入さ

れている大豆の六五%以上が、モンサント社が開発したラウンドアップ耐性大豆と考へられておりま

す。

ます。また、アメリカ産のトウモロコシも、輸入量一千四百一十二万トンのうち、遺伝子組み換え品の輸入量は四百七十七万トン、アメリカ産のジャガイモ輸入量が二十七万トンのうち、遺伝子組み換えの輸入量一万トンなどと、これは作付割合と輸入量から推計している数字になっております。

そこで、現在、遺伝子組み換え作物が、どこの国からどの程度の量が入つてきているのかということを統計データで正確に把握するということが極めて大事であろうといふふうに私は思うのですが、表示義務がないということをござりますから、輸入統計データが果たして把握されているのかどうか、環境大臣にお伺いいたします。

○鈴木国務大臣 現在、遺伝子組み換え作物の輸入データが正確に把握されているかどうかという御質問でございますが、残念ながら、正確には把握をされていないというのが現状でございます。遺伝子組み換え農作物は、輸出国において、遺伝子組み換え作物かそうではないか、それが分別せずに取り扱われる場合がほとんどございまして、輸入される農作物のうち、遺伝子組み換え農作物がどの程度含まれているかを正確に捕捉することは困難でございます。

したがいまして、遺伝子組み換え作物の輸入量についての正確な数値、これは先生がお示しになりましたとおり、推計というものはあるわけでもありますけれども、正確な数値は把握をしていないというのが現状でございます。

○藤木委員 そこが危険なところだと思うんですね。

さきに挙げたラウンドアップ耐性大豆は、モン

サント社が生産、販売している除草剤ラウンドアップに対して耐性を持たせた大豆です。ラウンドアップは、ほとんどあらゆる草を枯らしてしまいますから、もちろん、従来の大豆も枯れてしま

うわけです。このラウンドアップ除草剤の効果をなくすたんぱく質をつくり出す遺伝子を組み込んでラウンドアップレディー大豆だということです

から、この大豆を栽培してラウンドアップ除草剤を使つたら、大豆だけ残して、すべての雑草を取り除くことが可能だということになります。です

から、開発メーカーの側からいふと、種も除草剤もセットで売るということができます。

しかし近年、ラウンドアップが、動物への急性毒性は少ないけれども、慢性毒性や次世代毒性、土壌生物への影響による生態系の変化などの影響が指摘されてまいりました。また、ラウンドアップレディー大豆の収穫低下の原因が、ラウンドアップレディー大豆採用によってラウンドアップの散布量がどんどんふえてまいりまして、土壤中の根粒菌の発達が悪くなり、また、外来遺伝子の挿入自体が、大豆本来の遺伝子の働きを阻害しているなどの研究も発表されているところです。ですから、今や、消費者と環境の安全よりは生産における利便性を目指したものにすぎなかつたと言われていますけれども、環境省として、このラウンドアップレディー大豆の採用による生態系への影響についてどのように評価をしていらっしゃるのか、お伺いします。

そこで、先ほど来話が出ておりますけれども、EUは、九九年五月に、害虫駆除に用いられる微生物、バチルスチユーリングエンスの遺伝子を組み込んだBTコーンの新たな認可を凍結しました。さらに、九九年六月に環境相理事会がEU法を修正しまして、遺伝子組み換えの規制強化で合意をし、当面は新たな遺伝子組み換え食品の生産、流通を禁止しています。また、既に九八年九月からすべての遺伝子組み換え食品の表示義務を課しておりまして、さらに、欧州議会は、二〇〇〇年七月、遺伝子組み換え食品・飼料の表示強化案を採択していますけれども、表示義務レベルを現行の一%から〇・五%に強化すること、食用油、砂糖、添加物など検出不可能なものも原料が遺伝子組み換えなら表示をする、未認可遺伝子組み換え食品や家畜飼料は禁止をするなどとなっております。

イギリスでは、九九年二月、自治体協議会が、学校、店舗、養老院での給食に遺伝子組み換え食品を禁止しております。また、九九年三月、すべての遺伝子組み換え食品の表示義務を法制化しましたけれども、これはレストラン、カフェのメニューも表示対象にしております。

既にこの農水省のガイドラインによる確認が行わっているものが数多くあります、今後、この

法律ができますと、改めて承認を受けるということが必要となります。その際、私どもは最新の知識に基づいて生物多様性への影響の評価を行うと

いうことになります。

○藤木委員 今のお話では、最新の知見ではなさ

品の表示を義務化し、九八年九月にBtコーンの種子販売、栽培を一時凍結いたしました。同じ年十月には、遺伝子組み換え菜種、てん菜は栽培を禁止しております。

このように、現在EU諸国では、自國の食料、農業を守るということがあわせて、予防原則に立った消費者保護の姿勢を明確に示し、遺伝子組み換え食品の規制を大きく広げていますけれども、日本も予防原則に立って、遺伝子組み換え食品の規制が必要ではないかというふうに私は思うのですが、厚生労働省、いかがですか。

○遠藤政府参考人 予防原則の用語 자체については国際的にも確定的な定義がないところでございまして、今般成立をいたしました食品衛生法等の改正では、残留農薬基準制度へのいわゆるボディプリリスト制の導入など、食品の安全性を確保し国民の健康を保護するため、予防的観点に立った、より積極的な対応を図るために新たな規制手法の導入を行なったところでございます。

遺伝子組み換え食品につきましても、従来よ

り、予防的観点に立って事前に安全性審査を行い、安全性が確認されたものでなければ輸入、販売等できないこととし、さらに輸入時に検査を実施してきているところでございまして、今後とも、国民の健康の保護を図る観点から、適切な措置を講じてまいりたいと考えております。

○藤木委員 検査を厳しくして予防を図ると言いますが、二〇〇一年四月から日本でも遺伝子組み換え食品の表示義務制度が始まっておりますが、スーパーなどで遺伝子組み換え原料使用の表示を目にすることはほとんどございません。私は少なくとも見たことはないわけです。

それは、第一に、使用が5%以内であれば表示の義務はありませんし、二つ目には、食用油とかしょゆなどは検出が難しいという理由で、これも規制の対象外になっています。またこれも表示の義務はありませんが、三つ目には、大豆やトウモロコシを最も多く使っている家畜の飼料は全

く規制の対象外です。

現在表示義務があるのは、大豆、豆腐、納豆など十五製品、トウモロコシ、菓子など九製品示にすぎないわけですね。一方、表示義務がないものは、大豆油、菜種油、綿実油、しょうゆなど

で、全体の九割にも達しております。

○遠藤政府参考人 遺伝子組み換え食品につきまして、市場流通する前の安全性審査を義務づけており、安全性が確認されたものについてのみ流通を認めているということで、遺伝子組み換え食品を含む食品安全性については特段問題がないと考えております。

表示につきましては、事業者が意図しない安全性審査済みの遺伝子組み換え食品の混入について、すべてを表示義務違反として罰則をもつて臨むのは適当ではないということから、制度導入に当たって実態調査を行い、その結果をもとに、分別生産流通管理を行なった上で5%未満の意図しない混入については表示義務を課さないこととしたところでございます。

分別生産流通管理技術の向上に伴い混入率が低下していくことが期待をされますことから、今後も必要に応じ実態を調査し、それに基づき、表示義務の基準についても見直しを図ってまいりたいと考えているところでございます。

○藤木委員 しかし、だから安全だというような御答弁ですけれども、二〇〇二年の農水省と農林水産消費技術センターの調査によりますと、有機JAS認可を受けていて遺伝子組み換え大豆は使用できないというはずの豆腐や納豆に、遺伝子組み換え大豆が混入していたことが明らかになっていました。またこれも表示の義務はありませんが、三つ目には、大豆やトウモロコシを最も多く使っている家畜の飼料は全

関するアンケート調査結果を発表していますが、表示義務のある食品で遺伝子組み換えでないという表示と、表示なしと同じ意味を持つことに對し

て、わかりにくく表記を統一すべきだという回答をしたのが八一%を占めています。また、たとえ原材料が少量でも表示すべきだとした人も八四%に上っています。さらに、食用油やしょうゆなど表示義務がない食品に対しても表示すべきだと答えているのが七六%を占めています。このよう

に、現在の表示はわかりにくく、変えるべきだと思いますが、厚生労働省、いかがですか。

○遠藤政府参考人 遺伝子組み換え食品につきましては、市場流通する前の安全性審査を義務づけており、安全性が確認されたものについてのみ流通を認めているということで、遺伝子組み換え食品を含む食品安全性については特段問題がないと

考えております。

表示義務違反として罰則をもつて臨むのは適当ではないということから、制度導入に当たって実態調査を行い、その結果をもとに、分別生産流通管理を行なった上で5%未満の意図しない混入については表示義務を課さないこととしたところでございます。

分別生産流通管理技術の向上に伴い混入率が低下していくことが期待をされますことから、今後も必要に応じ実態を調査し、それに基づき、表示義務の基準についても見直しを図ってまいりたいと考えているところでございます。

○藤木委員 しかし、だから安全だというような御答弁ですけれども、二〇〇二年の農水省と農林水産消費技術センターの調査によりますと、有機JAS認可を受けていて遺伝子組み換え大豆は使用できないというはずの豆腐や納豆に、遺伝子組み換え大豆が混入していたことが明らかになっていました。またこれも表示の義務はありませんが、三つ目には、大豆やトウモロコシを最も多く使っている家畜の飼料は全

く見えません。

○藤木委員 知見がないから仕方がないというようことで、軽々に食料に使っていたいだきたくありません。

次に、カルタヘナ議定書第十二条の「決定の再検討」で規定されておりまして、新たな知見が得られた場合の再評価の仕組みとして、評価に関する委員会等に対し、得られた情報を提供し、委員会の意見を踏まえて、当該生物の利用方法の変更、利用の終了等を指示できることが必要であるとしております。本法では、第七条で、承認した人が約八〇%に達しています。

○遠藤政府参考人 御質問の(2)項では、表示に関する詳細な要件を決定するということになっています。本法は、第二十八条の「輸出の際の表示」に規定があるのでから、そして国内は既に表示制度があるのでからというこ

とで規定をされていないわけです。でも、アンケート結果もございますから、現行表示義務制度のものを見直すべきではないかというふうに思っています。何か、見直されるようなことも先ほどちょっとお答えになりましたけれども、具体的にどのような見直しをされるかお考えでしょうか。

○遠藤政府参考人 遺伝子組み換え食品の表示義務違反につきましては罰則の対象となりますことから、当該食品の遺伝子組み換え食品の含有につき、科学的に検証できるということが前提であると考えております。

このため、大豆油、しょうゆ等のように製造、加工の過程で組み換えDNA及びたんぱく質が除去、分解をされ、これらを検知できないものについては、原材料として遺伝子組み換え農産物を使っているか否か科学的な検証が困難であるため、表示義務の対象としていないところでございます。

表示義務の対象につきまして、検知技術の向上、国際的議論の推移等を見守りつつ、関係者の意見を聞きながら適宜追加をしてまいりたいと考えているところでございます。

○岩尾政府参考人 これまでに関係省のガイドラインによって安全性の確認を受け、遺伝子組み換え等の第一種使用をしている場合であっても、法施行後、一定の猶予期間の経過、今回の法律の附則第一条第三項でございますが、この法律に基づく承認を受けずに第一種使用等をすれば、この法律に違反するということになっています。

したがいまして、そのような遺伝子組み換え生物等の第一種使用については、この法律に基づいて、改めて最新の知見によって生物多様性への影響評価を行って承認を受けていただくということになります。

○藤木委員 では、次に、カルタヘナ議定書の第十五条で、附属書Ⅲの規定に従い、危険性の評価を明記していますけれども、本法では、第四条第二項で、「承認を受けようとする者は、遺伝子組換え生物等の種類ごとにその第一種使用等による生物多様性影響について主務大臣が定めるところにより評価を行い、」このように規定しております。

ですから、特に、遺伝子組み換え生物の環境放出による危惧されている影響の評価項目といたしまして、農地等の限定環境下からの逸出の可能

性、生態系への侵入、定着の可能性、人への非意図的暴露の可能性、野生生物種の捕食、競合、駆逐の可能性、近縁の野生生物種との交配の可能性などが挙げられております。

そこで、名古屋大学理学部助手の河田さんは、アメリカでは今、抗生物質耐性菌が蔓延し、抗生素質が効かずに死亡する患者の多い国である、一般には病院での抗生物質の多用と家畜飼料への抗生物質添加だと考えられているが、加えて遺伝子組み換えの作物の登場も無縁ではない、アメリカで遺伝子組み換え作物が本格的に登場した一九九六年には抗生物質耐性菌による食肉汚染は二〇〇〇年に急増している、遺伝子組み換え大豆やトウモロコシの大半は家畜飼料として使用されており、動物体内における遺伝子の水平伝達で腸内細菌が抗生物質耐性化しても不思議ではないと指摘しています。そして、アメリカ産の大豆やトウモロコシを無分別で使っている日本の家畜にも同じ危険が忍び寄っている、遺伝子組み換え作物の危険性は、私たちが直接食べなくとも家畜を介してやってくるのであり、食の安全性は食農文化全体の安全性確保なしには保障されないのでないかと述べています。

</div

します。

○鈴木國務大臣 遺伝子組み換え生物等につきま

しては、その環境への安全性等につきまして、國民の関心というものは大変高いものがあると思つております。したがいまして、本法の実施に当た

りましては、國民各層の意見を取り入れて、また御理解がいただけるように努めてまいりたい、そのように思つております。

具体的には、第三条で規定されている本法律の実施指針となります基本的事項の策定に当たつて、パブリックコメントを求めることがあります。また、個別の承認に当たりましても、内容に応じてパブリックコメントを求めることいたしまして、さまざまな方々の知見というものを生かしてまいりたい、そのように思います。

○藤木委員 次に、議定書では、遺伝子組み換え生物が環境中で利用される場合、近縁種への影響などが懸念される、そういう場合には申請者によるモニタリングが行われますけれども、申請者によ

るモニタリングでカバーされない影響については、適切な指標種等を用いたサンプリング調査を検討する必要がございます。本法では、第三十四条の「科学的知見の充実のための措置」で規定されていますけれども、一般的に、「情報の収集、整理及び分析並びに研究の推進その他必要な措置を講ずる」となっているだけです。

遺伝子組み換えで最も深刻な問題は、遺伝子汚染と言われております。さきに挙げました河田氏は、フランス政府は二〇〇一年七月、在来種子の中の組み換え遺伝子混入の検査結果を発表した、それによると、菜種、コーン、大豆など百十二検体のうち十九検体に何らかの組み換え遺伝子が検出された、特にコーン種子では三十九検体のうち十六検体、四一%の高頻度で汚染が見つかった、フランスは組み換え体の商業栽培は認めていないので汚染原因是不明だけでも、汚染が広範囲に拡散していることをこの事実は示している、このように述べております。

ですから、こうした遺伝子汚染を防止するため

には、申請者によるモニタリング任せにはしないで、国みずから適切な指標種等を用いたサンプリング調査をすべきだと思いますが、環境省、いかがですか。

○岩尾政府参考人 本法が成立して的確に施行されよう、私どもとしても行政によるモニタリングはしていかなければならないと思っております。

具体的には、遺伝子組み換え生物等による影響を受ける可能性のある地点、リスクの高い地点や種を選定いたしまして、生物多様性影響について調査するということを考えております。それから、先ほどもちょっと出来ましたが、新たにモニタリングサイト一〇〇〇という事業もことしから開始いたしておりますので、そのようなものも活用して、生態系の状態の把握に努めたいというふうに考えております。

○藤木委員 時間が来たら終わりますけれども、一昨年の五月に、スナック菓子の回収騒ぎが日本でも起こっております。これは、八種類の生物やウイルスの遺伝子から成る遺伝子カセットが組み込まれていたということで、しかもそのカセットはジャガイモの遺伝子の中に二ないしは三カセットも入っていたということで、新しい遺伝子組み換え作物ほど、こうした組み換え遺伝子の組成が効率優先となっておりまして、乱雑で不自然なものが多くの傾向があるとしております。

これまでの品種改良では自然に起る突然変異や近縁種同士の交配に依拠してきましたけれども、これらは、霞ヶ浦に近づいてきましたけれども、霞ヶ浦の自然再生の状況というのを見てきていただきたいと思いますが、冒頭、大臣にお願いして、お返事をいただきたいと思います。

○鈴木國務大臣 アサザプロジェクトにつきまして、この委員会でもいろいろ御質問を受けています。今度お近くの方に何か大臣御臨席の催し物があるということも伺いましたので、ぜひとも霞ヶ浦の自然再生の状況というのを見てきていただきたいと思いますが、冒頭、大臣にお願いして、お返事をいただきたいと思います。

○松本委員長 中川智子さん。

○中川(智)委員 社会民主党・市民連合の中川智子です。まず、質問に先立ちまして、ぜひとも大臣にお願いしたいことがあります。

せんだけて環境委員会で、現地視察ということでも霞ヶ浦に行つてまいりました。私はつくづく百聞は一見にしかずだと思ったんですが、これはさきの国会での自然再生推進法のモデル事業として、アサザ基金がNPOとして参加して、行政とともに自然再生を試みるすばらしい事業で、やはり行ってみて、こんなふうに自然というのを人間の英知で守っていく、そのためにはさまざまな人がそれに参加している、すばらしい事業だと思ったんです。

先日の質問のときにも何人かの委員からも質問が出ましたが、このモデルケースとなっておりま

す霞ヶ浦の再生が危機に陥っているという事態でございまして、ぜひとも大臣、環境委員会とい

うのは現場主義で、やはり見てきていただきたいと思うんです。きょう、理事会でもそのことを野党として、また与党の皆様も同じ思いで、大臣にぜひとも行っていただきたいということを伝えています。こうしたことになつたんですが、それはやはり委員会で直接大臣にという話もその中にございました。

今まで一つは、一九七三年から始まりましたこの遺伝子組み換えのさまざまな研究なりが、三十年たったといいましても、特に日本では研究者の層が薄いということ、そして、それがいろいろな形

ですぐに成果が出るという研究ではないので、その研究者も非常に育ちにくいうこともあります。私は、やはり表示問題、遺伝子組み換え食品の表示のときに痛感したんですけど、国民はこれに対してとても关心を持っている。それは、直接受け入れる食品の表示ということから、今回は大きく、一般の園場でこれが栽培されるというこ

とになりましたら、具体的に姿形が違うものではありますんで、私たちも影響を受ける側に本当に丸腰で立たなければいけないという状況になります。

私は、食料の自給率を高めるなど、我が国の食料、農業を守つて、予防原則に立った消費者保護の姿勢を明確に示し、遺伝子組み換え生物等の規制の強化を強く求めて、発言を終わらせていただきます。

○中川(智)委員 ゼひともよろしくお願ひいたします。たくさんの方を見つけて、そしてたくさんの方とお話をてきていただきことをお願いいたします。

それでは質問に入りますが、先日の参考人質疑のときに、四人の方からいろいろなお話を伺いました。とても勉強になつたんですが、やはりそのことで、私自身、きつちりとこを参考人の皆さんのお話を生かしていくためには大事だと特に思いましたことが二点ございます。

一つには、やはり生物多様性条約にも参加して霞ヶ浦に行つてまいりました。私はつくづく百聞は一見にしかずだと思ったんですが、これはさ

くとも自然再生を試みるすばらしい事業で、やはり行ってみて、こんなふうに自然というのを人間の英知で守っていく、そのためにはさまざまな人がそれに参加している、すばらしい事業だと思ったんです。

先日の質問のときにも何人かの委員からも質問が出ましたが、このモデルケースとなっておりま

す霞ヶ浦の再生が危機に陥っているという事態でございまして、ぜひとも大臣、環境委員会とい

うのは現場主義で、やはり見てきていただきたいと思うんです。きょう、理事会でもそのことを野党として、また与党の皆様も同じ思いで、大臣にぜひとも行っていただきたいということを伝えています。こうしたことになつたんですが、それはやはり委員会で直接大臣にという話もその中にございました。

今まで一つは、一九七三年から始まりましたこの遺伝子組み換えのさまざまな研究なりが、三十年たったといいましても、特に日本では研究者の層

が薄いということ、そして、それがいろいろな形ですぐに成果が出るという研究ではないので、その研究者も非常に育ちにくいうこともあります。私は、やはり表示問題、遺伝子組み換え食品の表示のときに痛感したんですけど、国民はこれに対してとても关心を持っている。それは、直接受け入れる食品の表示ということから、今回は大きく、一般の園場でこれが栽培されるというこ

とになりましたら、具体的に姿形が違うものではありますんで、私たちも影響を受ける側に本当に丸腰で立たなければいけないという状況になります。

私は、ゼひともアメリカに対して、きつちり参加すべきということを、大臣がさまざまの国際会議のところでおっしゃっていたくだくことは大事ですが、これはゼひとも、六省にまたがることですので、環境大臣が、総括的な環境省

の担うべき役割として、小泉総理にせひともアメリカに対し提言しろということを言つていただきたいたいと思いますが、冒頭これの答弁をお願いします。

○鈴木国務大臣 カルタヘナ議定書の中にも、締約国は未締約国に締約するよう働きかけるという趣旨の規定がございますので、我が国はこれからもアメリカに対して働きかけをしっかりとやってまいりたいと思っております。

今御審議をいただいておりますこの国内法がでりますと、これは、アメリカを初めとする未締約

国に対しましても、締約国と同様の対応をそこでしていただきことになるというわけでありますけ

れども、やはりそのもとの議定書に加入をしていただくという努力、それはこれからも継続してやつてまいりたいと思います。

○中川(智)委員 今私が大臣にお願いいたしましたのは、小泉総理に、この法案、きょう全会一致

で成立するわけですから、これを受けて、直接日本の総理からアメリカに対して言つていただきたいというお願いの御答弁をちょうだいしたい

と思ったんですが、その部分はお答えいただけなかつたので、もう一度お願ひします。

○鈴木国務大臣 環境大臣が申し上げるのでは甚

だ立場が弱いということかもしれませんけれども、まず、私の立場で、機会をとらまえて、き

ちっと申し上げるようにしておりま

す。

○中川(智)委員 そのような努力があつて、そし

て、本当に単なる受け手で、結局さまざまな遺伝子での汚染が広がつたのでは、本当に目も当てられないとお答えいただきましたが、やはりアメリカ、

カナダ、オーストラリア、最大の日本への輸出国のカルタヘナ議定書の締結ということをなせるま

で、私は輸入をストップすべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○鈴木国務大臣 とにかく、今回、この遺伝子組み換え生物によります環境中の使用において、こ

れが生物多様性に影響を与えないような措置を、今度はガイドラインと違つて、しっかりと法整備ですることでございます。

そして、先ほど申し上げたように、これは締約国であるが未締約国であるが、今回の国内措置は全くそこは関係なしにしっかりとしていくということでありますので、この法律を通じて、そうした生物多様性に対する影響が出ないようになつかりやつていくということ、これが大切なことである、そういうふうに思つております。

○中川(智)委員 やはり輸出国が締約していない、参加していない、それは、ある意味では非常に不公平な取引、関係だと思いますし、信頼関係

というのはそのような基盤が確立してからやはり始まるものだと思っておりますので、前より積極

的な参加呼びかけというのを、あとあらゆる機会を通じてお願いしたいと思います。

今質問と関連いたしますけれども、現在のな

状況を岩尾局長にお伺いしたいんです。

現在でも試験的に圃場で遺伝子組み換え作物の

栽培がされておりますが、それは全国で何ヵ所な

のかということをお答えいただきたいと思つた

が、おわかりでしょうか。

○岩尾政府参考人 環境省としては、残念ながら

データを持ち合わせておりません。

○中川(智)委員 では、どこが持ち合わせてい

らっしゃいますか。

○岩尾政府参考人 先ほど農水省の答弁にもあつ

たかと思いますが、試験栽培を例えれば筑波の研究

所でやっているとか、それから幾つかの農業関係

の研究センターでやっているというふうに思つて

おりますので、情報については農水省の方が詳しいのではないかと考えております。

○中川(智)委員 具体的な数のことに関しまして

は、さきに通告をしておりませんでしたので申し

わけなかつたと思うんですけども、やはりこれは

基本的なところだと私は思いましたので、質問

をさせていただきました。

では、一番最後の質問通告のところを前倒しで

質問いたしますが、これは、全体的な情報とい

うのは環境省がしっかりと得て、環境省のホームページはかなり充実したものがござりますので、

ホームページにこのカルタヘナ議定書関連のこと

をまとめて市民に公開するということをしていました

だときたいと思います。他省庁と非常に関係するわけなんですが、それは環境省が他省庁の情

報もとつて、そのリンク先を明示して、情報公開

を開をして、それに対して皆さん意見を聞くとい

うことが、今回、さまざま議論している中身だと思います。

そのようなことに関しまして、局長、もう一度

環境省としては把握していない、農水さんの

方がということですが、そのように縦割りの中で

今までにはやってこられた、これからはそうじゃなくなると思うんですが、環境省の情報を。

○岩尾政府参考人 大変情報不足で申しわけございませんが、先ほどの鮫島先生の御質問の中で、

例えば、そういう民間企業と独立行政法人の研究所が共同してやつているというような話もしたわ

けでございますが、現在、まさに試験栽培で有限段階ですから、基本的には限られたところで限定的に行われているものと思っております。

先ほど質問の中でもそう感じたのですが、要するに外に漏れては困るわけですから、限定的な

ところでやらなきならないとなると、大変限られた、それだけの設備の整つているところという

ことで外国企業も日本の研究所にお願いしている

ということだとすると、それほど広く栽培が、試験栽培であつても行なわれているというふうには

思つておりません。

私はとしては、済みません、現在それだけの情報

でござります。

○中川(智)委員 具体的な数のことに関しまして

は、さきに通告をしておりませんでしたので申し

わけなかつたと思うんですけども、やはりこれ

は基本的なところだと私は思いましたので、質問

をさせていただきました。

では、さきに通告のところを前倒しで

質問いたしますが、これは、全体的な情報とい

うのは環境省がしっかりと得て、環境省のホームページはかなり充実したものがござりますので、

ホームページにこのカルタヘナ議定書関連のこと

をまとめて市民に公開するということをしていました

だときたいと思います。他省庁と非常に関係するわけなんですが、それは環境省が他省庁の情

報もとつて、そのリンク先を明示して、情報公開

を開をして、それに対して皆さん意見を聞くとい

うことが、今回、さまざま議論している中身だと思います。

○鈴木国務大臣 今回、主務省が六省にまたがる

わけでありますけれども、それぞれの省が持つて

いる情報、それを自分たちの省だけで持つていて

ほかに出さないということでは困りますので、この問題について、それをまず共有するようにして

まいりたい、そういうふうに思つております。そして、その得られた情報も有効に活用したいと思

います。

このために、環境省におきまして、遺伝子組み

換え生物が生物多様性に及ぼす影響に関しまして

各省に蓄積をされております情報、それから環境

省がみずから収集する情報、これを集約いたしま

して提供できるような情報基盤を整えてまいりた

いと思ひます。それによって適切に情報の収集、

提供を行つて、この法律の円滑かつ正確な実施に

も努めてまいりたい、そういうふうに思つております。

このためには、環境省におきまして、遺伝子組み

換え生物が生物多様性に及ぼす影響に関しまして

各省に蓄積をされております情報、それから環境

省がみずから収集する情報、これを集約いたしま

して提供できるような情報基盤を整えてまいりた

いと思ひます。それによって適切に情報の収集、

提供を行つて、この法律の円滑かつ正確な実施に

も努めてまいりたい、そういうふうに思つております。

○中川(智)委員 どうぞよろしくお願いいたしま

す。

○中川(智)委員 続きまして、企業と組んで商品開発をしていき

ます承認取得者は、みずからが生物多様性影響評

価書を作成することになつてますが、私はそれ

だけでは十分ではないと思うんですね。

と申しますのは、やはり遺伝子組み換え食品の

表示問題のときに、それを承認するかどうかとい

うのは主に企業のデータによること、それが一〇〇

〇%に近づいたわけです。それに対して、いわゆ

る消費者の安全という立場から、それはこういう

ところが足りないとかと言つことがなかなかでき

なかつたということです。ではせめて選ばせるよう

にしてほしいということで、表示が強い要望とし

て国民の中から沸き上がったわけなんですね。で

すから、今回もその承認取得者だけに任せてはい

けないと思ひます。

ここでやはり継続的にモニタリングすることが

必要であるにもかかわらず、環境省が承認取得者に對して監視するシステムがきつちりとないとうふうに思います。これは非常に危険なことだと思いますし、それがどうしてできないのかということを伺いたいと思います。

そしてまた、予想しなかつた事態が発生したときに慌てて承認を見直すということでは、これは環境中への拡散というのはもう既に取り返しつかない事態になるということで、極めて慎重にすべきだと私は思っています。その影響というのが原状回復でできない、そのような状況になってしまって、非常事態が起つてから承認取得者に情報の報告を求めるというのは、非常に甘くてざるんな制度だということを思つております。

監視体制をしっかりとできないのであれば、圃場での栽培というのは前提として行うべきじゃないと思うんですが、これに関してのお答えを。例えば、圃場で栽培しているときに、うちの土地でも、田んぼでもちよとやつてみたいといふ人が、夜中のうし三つ時ぐらいにやつてきてそれを盗んでいく、そしてどこかで栽培するというのをどうやってこの監視体制の中ではできるのか。

そして、先ほどの質問にもありましたが、マニフェストのように、どこの業者がどこのどういう農家に売つて、そしてその量はどれぐらいで、周辺に対する影響がないかどうかということを定期的にチェックして、それが最終的に、環境省がいつ聞かれててもわかるという体制になつているのかどうか、これに対してもお答えをお願いします。

○岩尾政府参考人 先生の御質問の趣旨は、申請者のといいますか、事業者が出すときの判断ですとか、それから、事業者に継続的にモニタリングさせるだけじゃなくて、何か行政で担保すべきじゃないかというような御質問だというふうに思いました。

私ども、その申請者が生物多様性の影響評価の申請書を出したとき、それについて、その時点の最新の科学的知見でももちろん評価するわけですか。ですが、その後のモニタリングということに

なれば、そのときに予想できなかつた後々の環境変化ですかとか、その後新しい科学的知見があつたというようなことがあるわけですが、既に過去に承認を行つた遺伝子組み換え生物についても、かかる影響が生ずるのだという知見があらわれれば、承認後においても必要に応じてそのデータの収集をしていかなければならぬというふうに思つております。

また、実際には、そういうことが認められた場合には、使用規程の変更をとか、使用規程を廃止するということとも考えております。

具体的には、法律の六条の二項に、承認を取得した者に対して、自分で開発した遺伝子組み換え生物の使用状況についてのデータなど必要な情報の収集及び提供を私ども求めることができるようになつておりますので、そういう中で継続的な情報収集を図つていかなければならぬというふうに考えておるところでございます。

○中川(智)委員 先ほどの局長の答弁の中で、事業者に対し報告を求めることができる、必要に応じてという表現をなさいました。その必要に応じてというところがみなそだなと思つたんですけど、必要に応じてというのはどのような範囲のことかで、必要がないとするのはどのような対象でしょうか。

○若尾政府参考人 先ほど申しましたが、評価時には予想できなかつた環境の変化が認められたということですね。それから、その後、そのような組み換え遺伝子生物について、新しい従来とは異なる科学的な知見が見つかつたという点においてということを想定しております。

○中川(智)委員 それが見つかつたときには遅いということを言つていいわけです。

また、事業者は自分でモニタリングをやるといふ、事業者がやることになつてはいるわけですか、都合の悪いことは報告しないでしようし、いつもチェックして報告を義務化する、義務化しないことだめではないかということをお願いしたいんですが、いかがでしようか。

○尾山政府参考人 実際に制度を運用しないとわからないところもあるのかもしれません、専門の方々に御議論いただく中で、やはりある程度のリスクというものが先生方の中にもわかるといいますか、申請の際にそういうものを考える先生もおられると思います。

実際に許可するに際しても、例えば何らかのリスクがありそうだけれどもということであれば、その予防的な措置に基づいて、私ども、まずは限定的に栽培といいますか、使用してみたらどうかというような形で許可を出すかと思いますので、そのようなプロセスの中で、何か環境に悪影響を及ぼすようなものがあれば状態は把握できるのではなかというようになっております。

○中川(智)委員 今、プロセスとおっしゃいましたが、やはりプロセスは大事だと思つんです。

専門家なんですが、第一種使用者の場合は、書類審査の際に生物多様性に関する専門の学識経験者の意見を聞かなければならぬということになつてますが、この学識経験者の選定基準といふのはどのようなものでしようか。

○弘友副大臣 専門的な学識経験を有する者を専務大臣が選定して、これらの者の会合においてその意見を聴取する、こういうふうになっております。

具体的には、審査の対象となる遺伝子組み換えの生物がいろいろと違うわけですね、だから、その必要とされる知見が異なるわけでございますので、例えば、生物の種類に応じまして生態学、生物学、動植物学、農学その他の分野から適切な専門家を選定いたしまして、生物多様性影響評価試験が的確になされるよう運用していく、こういうことです。だから、そのときそのときどういう審議会になるのか、いろいろな形態はまだ煮詰まっていないと思いますけれども、その採用というか、そういう承認の際の生物によって、それぞれの分野の専門家を選定するということです。

○中川(智)委員 大抵、専門家とかというのは、余り行政にとってうるさくない人を選びたがるもの

ので、今回の遺伝子組み換えの問題などでは、私はむしろうるさい人を、うるさいと言つたら語弊がありますが、やはり在野での研究者。また、スケーリング事件のときなどは、実際に見つけたのはNGOでした。いつもいつも後追いで行政の方が教えてもららうというのは、この間、厚生労働省でも農水省でも聞いていただいたらわかると思うのですが、本当に在野の研究者やNGOの方々がとてもよく勉強していらっしゃいます。

私は、むしろ、そのように慎重派の人もきっと多いとその審査の委員に入れること、そのような姿勢が本当に、いざれは国民の命にかかるわ、そのようなことを環境省として守っていく、そしてまた次世代にしっかりと環境を残していくために、そこをやっていくのが環境省として一番できる」とだと思いますが、そのような方々を入れていたらだきたいということ、基本的にその承認の検討会の公開というのをきちりなされていくのかかにということを伺いたいと思います。

○鈴木国務大臣 後半は局長に答えていただきますが、まず、検討委員会のメンバーでありますけれども、極めて重要な検討委員会でありますけれども、それぞれの専門分野からふさわしい人をきちんと選んで、それで、この検討委員会が持つ本来の目的、そういうのが十分果たされるよう、人選には十分気をつけてまいりたい、そういうふうに思います。

○岩尾政府参考人 承認申請の審査の過程などの情報公開の点でございます。

遺伝子組み換え生物は、企業等の創意工夫の結果生み出されるということで、個別具体的な審査情報の中には知的財産権に深くかかわるものも想定されます。承認の過程そのものすべてを公開するということは困難であると考えておりますが、個別申請者ごとに作成される一種使用等の具体的な方法を定めた規程については、審査後、法に基づき公表いたします。それから、第一種使用規程の承認に際し、その内容に応じて情報を公開し、パブリックコメントを行うという措置を講じま

す。

このようないかに機会を通じまして、知的財産権を侵害しないように配慮しながら、国民に対する情報の提供に努めてまいりたいと考えております。

○中川(智)委員 やはり行政がどちらの立場に立つか、企業の利益の側に立つのか、それとも国民の健康を守るという立場に立つのか、ここはとても大事です。

遺伝子組み換え食品の輸入、表示の問題のときに、私とても理不尽だなと思ったのは、企業秘密と言えば何でも許される。そして、企業秘密が本当に大きな隠れみになってしまって正しい情報が国民に公表されないということを、今度は突破していただきたいと思います。従来の手法はやめてしまいたいと思いますし、教授、教授、教授が二十何人のうち十何人入っている、そのような審査の中身はやめていただきたい。そして、パブリックコメントで意見を聞いたからいいじゃないかというガス抜き手法は、これからはやめていただきたい。

特に環境省は、本当に国民の皆さん 의견を大事に、そして、それを省のこれからの方策、またいろいろな行動に生かしていくという基本的なスタンスを確立していくべきだなと、最後にお願いいたしました。質問を終わりました。

○松本委員長 これにて本案に対する質疑は終局です。

○松本委員長 この際、本案に対し、藤木洋子さんから、日本共産党提案による修正案が提出され、提出者から趣旨の説明を聴取いたします。藤木洋子さん。

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律案に対する修正案

(本号末尾に掲載)

○藤木委員 私は、日本共産党を代表して、議題

となっています遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律案に対する修正案の趣旨を説明いたします。

修正案は、既にお手元に配付されておりますので、詳細な説明は省かせていただきます。

修正案の第一は、主務大臣は、第一種使用規程の承認申請書が提出された場合、その旨を公告し、当該申請書、生物多様性影響評価書及び評価

に使用した資料等を三十日間公衆の縦覧に供さなければならぬものとします。また、国民は、承認申請された第一種使用規程について、生物多様性影響を防止する観点から縦覧期間内に主務大臣に意見書を提出することができるものとするとともに、主務大臣が学識経験者の意見を聞く場合に

は、当該意見書の写しを示すものとします。さらには、主務大臣は、生物多様性影響に關する学識経験者から聽取した意見の内容及び基本的事項に照らし、第一種使用等をする場合に、生物多様性影響が生ずるおそれがないと認めるとべきでなければなりません。

○松本委員長 起立総員。よって、本案は原案の承認をしてはならないものとします。

○松本委員長 起立少數。よって、本修正案は否決されました。

〔賛成者起立〕
○松本委員長 原案に賛成の諸君の起立を求めました。

○松本委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決まりました。

○松本委員長 提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されおりました。

○松本委員長 この際、ただいま議決いたしました本案に対し、田村憲久君外五名から、自由民主党、民主党・無所属クラブ、公明党、自由党、日本共産党及び社会民主黨・市民連合の六会派共同

提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されおりました。

○松本委員長 提出者から趣旨の説明を聴取いたします。田村憲久君。

○田村委員 私は、ただいま議決されました遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律案に対する附帯決議案につ

る者は、毎年、その実施状況に関し、主務大臣に報告しなければならないものとともに、主務大臣は、当該報告を公表するものとします。

○松本委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

○松本委員長 これより原案及びこれに対する修正案を一括して討論に付するのであります。討論の申し出があれませんので、直ちに採決に入ります。

○松本委員長 これより原案及びこれに対する修正案を朗読して説明にかえさせていただきます。

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律案に対する附帯決議案

に対する附帯決議案

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講すべきである。

一 遺伝子組換え生物等による生物多様性影響について未解明な部分が多いことから、科

使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律案及びこれに対する藤木洋子さん提出の修正案について採決いたします。

まず、藤木洋子さん提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

○松本委員長 起立少數。よって、本修正案は否決されました。

〔賛成者起立〕
○松本委員長 原案に賛成の諸君の起立を求めました。

○松本委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決まりました。

○松本委員長 提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されおりました。

○松本委員長 この際、ただいま議決いたしました本案に対し、田村憲久君外五名から、自由民主党、民主党・無所属クラブ、公明党、自由党、日本共産党及び社会民主黨・市民連合の六会派共同

提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されおりました。

○松本委員長 提出者から趣旨の説明を聴取いたします。田村憲久君。

○田村委員 私は、ただいま議決されました遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律案に対する附帯決議案につ

る者は、毎年、その実施状況に関し、主務大臣に報告しなければならないものとともに、主務大臣は、当該報告を公表するものとします。

○松本委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

○松本委員長 これより原案及びこれに対する修正案を朗読して説明にかえさせていただきます。

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律案に対する附帯決議案

に対する附帯決議案

第十五原則に規定する予防的な取組方法に従つて、本法に基づく施策の実施に当たること。

二 遺伝子組換え生物等による生物多様性影響の防止に万全を期するため、環境省のリードーシップの下、関係省庁間の十分な連携を図るとともに、本法実施に係る人員・予算の確保等必要な体制の整備に努めること。

三 遺伝子組換え生物等に対する国民の懸念が増大していることにもかんがみ、「基本的事項」を定めるに当たっては、広く国民の意見を求める機会を確保し、その結果を十分に反映させるとともに、国民に分かりやすい内容のもとすること。また、「基本的事項」の策定後においても、十分な情報公開の下、国民とのリスクコミュニケーションを積極的に推進すること。

四 「生物多様性影響評価書」の信頼性を確保するため、評価手法・基準等を定めるに当たっては、国民のコンセンサスを十分に得るために、広く意見を求め、適宜その結果を反映させること。また、評価後における継続的なモニタリングの実施とその結果の情報開示が図られるようになります。

五 遺伝子組換え生物等の第一種使用等の承認に当たっては、関係する国際機関における検討や諸外国の研究成果等を踏まえつつ、多様な分野にわたる学識経験者の意見を尊重し、客観的な評価の下に、慎重に行うこと。また、承認後における科学的知見の充実等により、生物多様性影響が生ずるおそれがあると認められた場合においては、速やかに使用の凍結等適切な措置を講じること。

六 遺伝子組換え食品の安全性に対する消費者の不安が大きいことから、その安全性評価を行ふに当たっては、科学的知見を踏まえ慎重を期するとともに、表示義務の対象、表示のあり方、方法についても検討を行うこと。

七 遺伝子組換え生物とともに移入種による生物多様性影響が懸念されていることから、移入種対策に係る法制度を早急に整備すること。

八 國際的な生物多様性の確保を図るため、生物多様性条約、カルタヘナ議定書を締結していない米国等に対し、あらゆる機会を利用して同条約、同議定書に参加するよう積極的に働きかけること。また、当該国の遺伝子組換え生物等に係る情報収集に努め、輸入業者等への注意を喚起すること。

以上であります。
何とぞ委員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます。(拍手)

○松本委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。
採決いたします。

〔賛成者起立〕

○松本委員長 起立総員。よって、本動議のとおり附帯決議を付すことに決まりました。
この際、ただいま議決いたしました附帯決議につきまして、政府から発言を求められておりますので、これを許します。鈴木環境大臣。

○鈴木國務大臣 ただいま御決議のございました附帯決議につきましては、その趣旨を十分に尊重いたしますして、努力する所存でございます。

○松本委員長 お諮りいたします。
ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松本委員長 御異議なしと認めます。よって、

〔報告書は附録に掲載〕

○松本委員長 次回は、公報をもってお知らせすこととし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時三十三分散会

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物多様性の確保に関する法律案に対する修正案

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律案に対する修正案

第四条第二項中「図書」の下に「その作成の基礎となつた資料を含む。」を加え、同項第七項を同条第九項とし、同項第六項中「第四項」を「第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同項第五項中「主務大臣は」の下に、「野生動植物の種又は個体群の維持に支障を及ぼすおそれがある影響その他の生体群の維持に支障を及ぼすおそれがある影響その他の」を削り、「ときは」を「ときでなければ」に、「しなければならない」をしてはならないに改め、同項を同条第七項とし、同項第四項中「第一

項の承認の申請があつた」を「第四項の縦覧期間が満了した」に、「当該を「第一項の承認の」に改め、「ついて」の下に、「前項の規定により提出された意見書の写しを示して」を加え、同項を同条第六項とし、同項第三項の次に次の二項を加える。

4 主務大臣は、第一項の承認の申請があつた場合には、主務省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該申請に係る申請書及び生物多様性影響評価書その他の主務省令で定める事項を記載した書類を、当該公告の日から三十日間公衆の縦覧に供しなければならない。

5 前項の規定による公告があつた場合には、第一項の承認の申請に係る第一種使用規程について生物多様性影響を防止する見地からの意見を有する者は、前項の縦覧期間満了の日までに、

主務大臣に意見書を提出することができる。

第九条第四項中「第七項」を「第九項」に改める。第十三条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同項第二項の次に次の二項を加える。

3 主務大臣は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、主務省令で定めるところにより、遅滞なく、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

一 第一項の確認の申請があつたとき その旨及び確認された拡散防止措置の内容

二 第一項の確認をしたとき その旨及び確認された拡散防止措置の内容

項」を「前条第二項及び第四項に改める。」

第四十条第一号中「第四条第六項」を「第四条第八項」に改める。

第四十三条第一号中「第三十条」を「第三十二条第一項に改め、同条第一号中「第三十二条第一項」を「第三十二条第二項」に改める。

第一項に改め、同条第一号中「第三十二条第一項」を「第三十二条第二項」に改める。

第一項に改め、同条第一号中「第三十二条第一項」を「第三十二条第二項」に改める。